

二・二六前夜における国家改造案

——大岸頼好『極秘 皇国維新法案 前編』を中心に

福家 崇洋

目次

はじめに

一 「皇政維新法案大綱」の行方

二 大岸頼好と「皇国維新法案」

三 『皇魂』と『皇民新聞』

四 二つの皇道派

おわりに

付属資料 『極秘 皇国維新法案 前編』

はじめに

一九三〇年代初頭から後半にかけて、日本ではクーデター未遂事件や血盟団事件、五・一五事件、二・二六事件が起つた。その担い手となった青年将校や社会運動家にとつて、世界恐慌後疲弊していた日本の「改造」は実行に移すべき焦眉の課題であつた。

それゆえ、こうした動きは国家改造の指針・構想を数多く生み落とすことになる。例えば、内務省警保局保安課はこれら改造案を収集し、一九三五年に『国家改造論策集』を発行した。同資料には、北一輝の「日本改造法案大綱」を筆頭に、民間の右派社会運動家、団体が出した一九の国家改造案が列挙されている。

資料集の体裁を取る『国家改造論策集』に対して、官憲資料と思われる『国家改造運動と其の具体案』（一九三五年）では、改造運動と改造案が当時の社会状況に位置付けられている。

同資料は、運動簇生の要因として、農村恐慌、財閥の国益無視による国民の反感、政党政治への不信、「欧米文化」である個人主義、自由主義、社会主義、共産主義の跋扈、ワシントン及びロンドン条約における政府の妥協的態度が愛国団体を刺激したこと、失業者増加と知識階級の就職困難などをあげる。

これらを背景として起きたのが日本主義の台頭、「左翼闘士の転向」、「右翼運動の左翼化」だった。とくに最後者が改造案簇生の直接的な要因として次のように説明される。

斯くの如くして新に左翼闘士を迎へたる右翼陣営は此等左翼闘士に依りて国家改造に関する科学的理論と巧妙なる戦術とを伝授せられ右翼従来の一欠点たる理論的根柢の貧弱と運動方法の拙劣とを補ひ全く其の面目を一新しよく大衆を獲得し之を指導するに及び改造運動は客観的情勢の好適と相俟て茲に一大進展を示すに至りたり」

つまり、同資料によれば、国家改造案が夥しく世に出た背景にはいわゆる「転向」の問題が潜んでいた。もともと大衆運動と縁遠かった右派社会運動に「転向者」が加勢することで、綱領や理論の構築が急速に進み、国家改造案の簇生につながったのである。

その後、同資料は国家改造を必要とする対内的、対外的理由を述べたうえで、国家改造案の分類（純正日本主義」「国家社会主義」「農本主義」、実現の手段（合法と非合法）、運動の指導勢力（軍部」「浪人系団体」「左翼運動よりの転向団体」「農民団体」「宗教団体」「所謂新官僚」）にまで論は及ぶ。

こうした運動にもなつて誕生した国家改造案のひとつに、本稿で検討する『極秘 皇国維新法案 前編』（以下「皇国維新法案」）がある。同案は以上の二資料にも収録されず、今日までその具体的な内容は明らかになっていない。

他方で、この「皇国維新法案」とよく似た名称・内容を持つ「皇政維新法案大綱」はその存在が知られており、「皇国維新法案」の実在が不明だったこともあいまって、これまで両者は混同してとらえられてきた。本稿では、まずこの錯綜した歴史を解きほぐしながら、これらの資料の内容や背景について考察していきたい。

戦後の研究史上にまず登場したのは「皇政維新法案大綱」だった。

戦前からの社会運動家で陸軍の皇道派とも交友があつた橋本徹馬が『天皇と叛乱将校』（一九五四年）で、この改造案を巻末資料として紹介した。橋本は解説で「当時の統制派の将校達が、独伊と結託しつつ天皇の名において、共産政治を日本に布こうとしていたことが、これで知られる」と述べ、この資料を統制派のもの、しかもこの計画を立案した人物として永田鉄山軍務局長をあげ、「その筆になる計画案は、今も某氏の手元に保存せられている」とした。

この「某氏」とは、竹山道雄氏によれば皇道派の領袖荒木貞夫だったという。竹山氏は『昭和の精神史』（一九五六年）で、「今でも荒木貞夫將軍の手元にあるそうで、永田筆跡であることはたしかだという」、「この過激な革命プランを、どういうわけか永田課長が軍事課長室の金庫にしまい忘れて、それが荒木大将の手に入った」と述べた。後述のように、

たしかに国会図書館憲政資料室所蔵の荒木関係文書には、一見これに相当する資料がある。

今となつては、「皇政維新法案大綱」が統制派の作という説は完全に否定されている。逆に興味深いのは、なぜ橋本らがこれを統制派のものと断じたかである。推察では、「皇政維新法案大綱」には統制派の主張を想起させる「一切を挙げて国家総動員へ」という文句や、国家統制経済を掲げた綱領が並んでいたからではなかったかと思われる。

一九六〇年代に入ると、新資料や関係者回想録を背景とした研究の進展とともに、「皇政維新法案大綱」の位置付けは再検証されていく。その先鞭を付けたのが、秦郁彦氏の『軍ファシズム運動——三月事件から二・二六後まで』（一九六二年）だった。同著は、巻末に「皇政維新法案大綱」（「在満決行計画大綱」付）など新資料を収録し、三月事件から二・二六事件までの軍部や社会運動の研究を大きく塗り替えた。

秦前掲本収録の「皇政維新法案大綱」は、橋本徹馬本収録版と大部分重なるが、末尾に「在満決行計画大綱」が添付されたことが大きく異なる。同法案の位置付けについて、秦氏は次のような解説を添えた。

本大綱の原文は、皇道派の大岸頼好中尉が執筆したものであるが、昭和七年対馬中尉が某右翼分子に印刷配布させ、その後昭和九年、在満決行計画大綱を付し、二・二六事件の直後さらに前文を加え「昭和皇政維新国家総動員法案大綱」として配布されたものである。⁵

ここで「皇政維新法案大綱」が統制派やその領袖の永田鉄山の作ではなく、皇道派青年将校の大岸頼好によって書かれ、その後「昭和皇政維新国家総動員法案大綱」（これは前掲『国家改造論策集』収録）になるとされた。

また同時期に、秦氏の研究に加えて、これら国家改造案作成に直接携わった青年将校の回想が世に出たことで、「皇政維新法案大綱」をめぐる研究は一気に進む。

青年将校のひとり末松太平は、『私の昭和史』（一九六三年）で、「皇政維新法案大綱」は統制派の作という橋本の説を

批判した。末松が同大綱を青年将校の菅波三郎から見せられるシーンを引用しよう。

〔菅波三郎が〕そのとき「これなどはその意味において、一応いい案だと思っているがね」といって出したのが『皇国維新法案大綱』(9)というのだった。

これは私も前に見ていた。青森の連隊時代の大岸中尉の作品で、十月事件の前に私案として同志に印刷配布したものだ。北一輝の『日本改造法案大綱』や、権藤成卿の『自治民範』や、遠藤友四郎の『天皇信仰』などを参考文献に起案したものである。

これは橋本徹馬著『天皇と叛乱将校』のなかに特別資料として全文集録されている。が、皇道派ひいきの著者は、これを十月事件を企てた統制派の将校たちが「独伊と結託して天皇の名において、共産政治を日本に布こうとしていた」格好の証拠品として集録しているのである。

『天皇と叛乱将校』は著者が、これを印刷する前、二・二六事件刑死者の遺族の会である仏心会の主だった人々の前で読みあげ意見もきいたものである。私もたまたまその場に同席していた。それで、そのとき私が柳川平助中将を第一師団長官舎に訪ねたときの話をしたのが、この著者の私見をまじえて「末松大尉との神様問答」という見出しで、この著者に採録されてもいるわけだが、『皇国維新法案大綱』については、その席で、これは大岸頼好の作品だと私がいくらいっても、いや、これは統制派のものだ、でなければ、こんなに過激なはずはないといって、いつこうにきこうとはしなかった。

いまとなつては、これを大岸頼好の案ではないことにしておいたほうが、本人のためであるかも知れない。が事実は曲げられない。。。

この引用中本稿との関連で特筆すべきは末松が「皇国維新法案大綱」に言及し、当事者のひとりとして、改造案作成の

背景を具体的に証言した点である。ここで「皇政」ではなく「皇国」を冠する改造案が存在する可能性があることが研究史上明らかになった。しかし、右の回想だけを見るならば、「皇国維新法案大綱」は橋本徹馬が紹介した「皇政維新法案大綱」とほとんど同じものになる。後者には北、権藤、遠藤の著作が参考文献としてたしかにあげられていたからである。それゆえ、この本の発刊に協力した二・二六事件の研究者高橋正衛氏が、「皇国維新法案大綱」の箇所に、次の註を付している。

(19) 全文はこの『天皇と叛乱将校』以外に、『国家改造論策集』(秘)内務省警保局保安課(昭和十年五月)、八五頁―九二頁に所収。秦郁彦著『軍ファシズム運動史』(昭和三十七年)二一六―二二二頁。なお正式には『昭和皇政維新国家総動員大綱』。⁷

この時点で高橋氏は「皇国維新法案大綱」を「皇政維新法案大綱」「昭和皇政維新国家総動員(法案)大綱」と同じものだとした。こうして「皇国維新法案」はふたたび歴史の闇へと沈んでいった。

しかしながら、「皇国維新法案大綱」をめぐる末松の回想は、「皇政維新法案大綱」「昭和皇政維新国家総動員法案大綱」の内容とすべて一致するわけではなかった。明らかに両案には見いだし得ない情報を書き留められていたからである。こうした点に高橋氏も無自覚だったわけではない。

『私の昭和史』刊行直後に、近代日本国家主義運動の得難い資料を収録した『現代史資料五 国家主義運動二』(一九六四年)が発刊された。この資料集の解説を書いたのも高橋氏である。

同資料には、先述の内務省警保局保安課『国家改造論策集』(一九三五年)が収録され、そこに「昭和皇政維新国家総動員法案大綱」も挙げられた。この大綱の解説で、高橋氏は「非常に似た名称で大岸頼好大尉執筆の「皇国維新法案」というのが渋川善助の手で上質紙に印刷されたものがあるが、これは今日殆んどみることが不可能」と述べ、「皇政維新法

案大綱」「昭和皇政維新国家総動員法案大綱」とは異なる「皇国維新法案」が存在する可能性があったのである。

しかし、その後の研究では、このもうひとつの可能性に触れない、もしくは「皇国維新法案」はないものとする見解が続く。

たとえば、木村時夫氏の「北一輝と二・二六事件（承前）——その周辺者の思想的対比」（『早稲田人文自然科学研究』一九七七年二月号）では、末松の回想にあった「皇国維新法案大綱」は「昭和皇政維新国家総動員法案大綱」を指すという高橋説を援用している。

また、稻生典太郎氏は「皇国維新法案大綱」抹殺論（『国学院雑誌』一九七九年一月号、のち『東アジアにおける不平等条約体制と近代日本』一九九五年、収録）で「皇国維新法案」の所在について検討した。

その名の通り、「皇国維新法案大綱」の実在に疑問を投げかける同論は、末松証言を検討しながら、最後には「末松が、昭和六年、十月事件以前に見たという『皇国維新法案大綱』なる資料は、実は青森の鳴海才八が作成し、印行したばかりの小冊子『昭和皇政維新国家総動員法案大綱』であった」と想定した。つまり、「皇国維新法案大綱」の存在は末松の記憶違いであったということになる。

このように、末松の回想で一度はその存在が明らかにされかけた「皇国維新法案」だったが、その後の研究史ではふたたび「皇政維新法案大綱」と同じもの、もしくはこれに類する「昭和皇政維新国家総動員法案大綱」の記憶違いとされていった。

本稿の目的は、これらの位置付けをもう一度原資料までたどりながら、検証し直すことである。しかし、「皇国維新法案」の出自や、「皇政維新法案大綱」「昭和皇政維新国家総動員法案大綱」との異同を再検証することだけにとどまらない。

二・二六事件に至る国家改造運動のなかで、これらの改造案を生み出した青年将校、社会運動家を取り巻く思想状況をあらためて振り返りながら、今日通説となっている統制派對皇道派という図式や、北一輝「日本改造法案大綱」と皇道派青年将校の関係を本稿で再検証していく。

一 「皇政維新法案大綱」の行方

これまで戦後の研究史における「皇政維新法案大綱」「昭和皇政維新国家総動員大綱」の位置付けを見てきたが、今まで明らかになっている両改造案を登場順に整理すれば、以下ようになる。

①一九三五年 内務省警保局保安課『国家改造論策集』

「昭和皇政維新国家総動員大綱」（昭和皇政維新促進同盟）
のち『現代史資料五 国家主義運動二』（一九六四年）収録
原資料未確認

②一九五四年 橋本徹馬『天皇と叛乱将校』

「皇政維新法案大綱」
原資料未確認

③一九六二年 秦郁彦『軍ファシズム運動——三月事件から二・二六後まで』

「皇政維新法案大綱」（「在満決行計画大綱」付）
原資料未確認

④一九八九年 『検察秘録二・二六事件Ⅰ 匂坂資料五』

「昭和皇政維新国家総動員法案大綱」

「在満決行計画大綱」

原資料は「匂坂春平関係文書」（国会図書館憲政資料室）所蔵

また、これ以外に似た名称の改造案も含めて、国会図書館憲政資料室で原資料をいくつか確認できた。

⑤「荒木貞夫関係文書」(目録番号三〇九)

「国家総動員法案大綱・皇政維新法案大綱」

⑥「真崎甚三郎関係文書」(二一〇二)

「昭和皇政維新国家総動員法案大綱」(昭和皇政維新促進同盟) 昭和維新社

⑦「牧野伸顯関係文書」(書類の部一一八)

「昭和皇政維新国家総動員法案大綱緒言」(昭和皇政維新促進同盟)

「昭和皇政維新国家総動員法案大綱」(在満決行計画大綱) 付)

⑧「憲政資料室収集文書」(一一二二)

「昭和維新国家総動員法案大綱」(在満決行計画大綱) 付)

以上をまとめれば、今回確認できた「皇政維新法案大綱」は②③⑤である。

橋本本収録の②は、竹山道雄氏によれば、荒木関係文書の⑤と同一のはずである。しかし、今回比較したところ、基本的な内容は同じであるものの、改行の場所や表記が異なる別物であることが判明した。

このため、「皇政維新法案大綱」は、②③⑤の三種類以上存在したことになる。オリジナルにもっとも近いと想定されるのは⑤で、⑤のみ「緒言」「主要参考並引用文献」が「皇政維新法案大綱」とは別の用紙にそれぞれ刷られている。

一方、「昭和皇政維新国家総動員法案大綱」は①④⑥⑦⑧である。各資料の様式を比較したところ、オリジナルは真崎関係文書の⑥の可能性が高い。同資料には、真崎宛青森県鯉ヶ沢町昭和維新社の封筒、一九三二年二月付の昭和皇政維新促進同盟からの送り状(ただし日の記入箇所が空白のまま)、正誤表が添えられている。

送り状には「申迄もなく筆者は尊皇愛国の精神に基けるもの御了承の上可然極秘相成度奉願上候／尚乍失礼とく名し会名も用ひ候段御寛恕被下度候」とあり、作成者の名は伏せられた。⑥を他と比較したところ、荒木文書所蔵の⑤に近いことがわかった。なお、この時点では「在満決行計画大綱」は付されていない。

⑦は「昭和皇政維新国家総動員法案大綱」を筆写したもので、秋月左都夫から牧野伸顕に宛てられた封筒が添付された。秋月は牧野の義兄、外交官で大使を歴任した。⑦には「在満決行計画大綱」も記述された。牧野文書の書翰の部には、秋月から一九三五年六月一日付で牧野に同大綱の件で書簡が送られており、そこには同大綱「緒言」の複写が添えられた。

④も原資料は筆写されたもので、「緒言」の前に「本『昭和皇政維新国家総動員法案大綱』は陸軍部内皇道派のモットーとせるものにして、今度の二、二六事件の根源をなせるものなり。／而して本分は元大使某氏が最近入手せるものを複写したるものなり」とあり、こちらにも「在満決行計画大綱」がある。この「某氏」は秋月の可能性があるが確証はない。

⑧もまた筆写資料で、「緒言」の前に「本『昭和皇政維新国家総動員法案大綱』は陸軍部内皇道派のモットーとせるものにして二・二六事件の根源をなせるものなり」という文書や「在満決行計画大綱」が付されている。

以上の「皇政維新法案大綱」から「昭和皇政維新国家総動員法案大綱」に至る流れを改めて考えてみたい。問題は、①から⑧のなかでどれが「皇政維新法案大綱」「昭和皇政維新国家総動員法案大綱」の各オリジナルに近いのである。

着目したのは「皇政維新法案大綱」の「緒言」にある「駢臻」「洗濯開展」「第一章 通則」の「克服」、第五章其二の「閉止」という各語句、「実ニ絶大ノ威力ヲ有スル軍隊ナルコトヲ認識セサルヘカラス。是皇国ノ徹底維新ト共ニ徹底セシル国家総動員ノ必須不可欠ナル所以ナリ。」という一文である。

これらの語句、文章が各資料でどのように表記されたかをまとめたのが次頁の表である。この比較から、「皇政維新法案大綱」は荒木関係文書の⑤が、「昭和皇政維新国家総動員法案大綱」は真崎関係文書の⑥がそれ以外の改造案よりもオリジナルに近かったことが確認できる。①から⑧までの範囲で考えるならば、おそらく⑤から③と⑥原文が生まれ、③から②が生まれた。⑥原文が①原文につながり、正誤表反映後の⑥から⑦が生まれ、さらに⑦から④⑧が生まれた可能性が

⑤	荒木関係文書 「皇政維新法案大綱」	駢臻 (へいそう)		洗耀開展		克服	閉止ス		案二絶大ノ威カヲ有スル軍隊ナルコトヲ認識セザルヘカラス。是皇國ノ徹底維新ト共ニ徹底セル國家總動員ノ必須不可欠ナル所以ナリ。
③	橋本本 「皇政維新法案大綱」	駢臻 (へいそう)		開展		克服	閉止ス		案二絶大ノ威カヲ有スル軍隊ナルコトヲ認識セザルヘカラス。是皇國ノ徹底維新ト共ニ徹底セル國家總動員ノ必須不可欠ナル所以ナリ。
②	奏本 「皇政維新法案大綱」 (「在滿決行計画大綱」)	駢臻 (へいそう)		開展		克服	禁止ス		案二絶大ノ威カヲ有スル軍隊ナルコトヲ認識セザルヘカラス。是皇國ノ徹底維新ト共ニ徹底セル國家總動員ノ必須不可欠ナル所以ナリ。
⑥	真崎関係文書 「昭和皇政維新 國家總動員法案大綱」	へそう (原文)	併奏 (正誤表)	洗ぜう開展 (原文)	洗えう開展 (正誤表)	克服	閉止ス		案に絶大の威力を有する軍隊なることを認識せざるべからず皇國の徹底維新と共に徹底せる國家總動員の必須不可欠なる所以ナリ。
①	内務省警保局本 「昭和皇政維新 國家總動員法案大綱」	一そう (原文)	駢臻 (正誤表)	洗ぜう開展 (原文)	開展 (正誤表)	克服	廃止ス (原文)	禁止ス (正誤表)	案に絶大の威力を有する軍隊なること動員の必須不可欠なる所以ナリ。(原文)
⑦	牧野関係文書 「昭和皇政維新 國家總動員法案大綱」 (「在滿決行計画大綱」)	併奏		洗淨開發		翻覆	閉止ス		案に絶大の威力を有する軍隊——(以下原文不明)—— 識せざる可からず是れ皇國の徹底維新と共に徹底せる國家總動員の必須不可欠なる所以ナリ
④	二・二六事件本 「昭和皇政維新 國家總動員法案大綱」 (「在滿決行計画大綱」)	併奏		洗淨開發		翻覆	禁止ス		案二絶大ノ威カヲ有スル軍隊——(原文不明)—— 識セザル可ラス。是皇國ノ徹底維新ト共ニ徹底セル國家總動員ノ必須欠ク可ラザル所以ナリ。
⑧	憲政資料室所蔵 「昭和皇政維新 國家總動員法案大綱」 (「在滿決行計画大綱」)	併奏		洗淨開發		翻覆	禁止ス		案二絶大ノ威カヲ有スル軍隊——(以下原文不明)—— 識セザル可ラス是レ皇國ノ徹底維新ト共ニ徹底セル國家總動員ノ必須欠クヘカラザル所以ナリ。

高い。

秦氏の先述の資料解説によれば、「皇政維新法案大綱」は皇道派青年将校の大岸頼好が執筆した原案を「昭和七年対馬中尉が某右翼分子に印刷配布させ」たとあつた。まずはこの点から検証していきたい。

これを一部裏付ける資料として、二・二六事件時の第四師団軍法会議の裁判記録（一九三六年六月一九日）がある。ここには、大岸頼好が検察官から「昭和皇政維新国家総動員法案大綱」の複写を見せられるシーンがある。これはおそらく④だろう。大岸は、同案作成の背景を次のように答えたと思われる。

答 之（「昭和皇政維新国家総動員法案大綱」と粗同様なものを、私が青森の官舎に居る時遊びに來た青森県西津軽郡黒石村鳴海某と云ふ四十才位の呉服商人でありますが、私が座を立て外づいた時、同法案大綱を見付けて一週間ばかり貸して呉れと云て持て行き、印刷して諸方に配布し、私にも一部送て貰ひました。当時鉛筆書きの草稿で、私が北、権藤、遠藤、大川等の著書を読んだとき脳裏に残たものを形態づけ列挙したものであります。印刷物は和歌山に行てから受取りました。これは私の研究時代の事で、思想的誤謬は沢山あります。又民主主義が非常に沢山に這入て居ります。尚之は当時のものに多少手がいづて居る様です。鳴海は夫れから印刷して配布したことの詫に和歌山に來た様に思ひます。 12

この記述から、大岸が「皇政維新法案大綱」の作成者であることは間違いなさそうである。

大岸は一九〇二年高知県に生まれ、一九二三年陸軍士官学校本科を卒業後（陸士第三五期、一期前に西田税）、歩兵五十二連隊付、見習士官から歩兵少尉となるが、一九二五年から青森歩兵第五連隊付、同年中尉になつていた。

右記の引用で、大岸が語る「之と粗同様なもの」こそ「皇政維新法案大綱」で、これをもとに「鳴海某」が一九三二年二月に印刷して配布したのが「昭和皇政維新国家総動員法案大綱」だつたと思われる。

秦氏の説明では、後者の発行年月を「二・二六事件の直後さらに前文を加え『昭和皇政維新国家総動員法案大綱』として配布された」となっているが、真崎文書所蔵の⑥に一九三二年の送付状が添付されているので、二・二六事件直後ではない。

また、大岸が和歌山の歩兵第六十一連隊付を命ぜられるのは一九三二年四月であることを考えれば、和歌山にいた大岸が鳴海から受け取った「印刷物」とは、「昭和皇政維新国家総動員法案大綱」である可能性が高い。

この呉服商の「鳴海某」とは、鳴海才八のことである。鳴海は今日では無名の人物だが、ただの商人ではなかった。彼の経歴の一部が内務省警保局『昭和七年中に於ける社会運動の状況』に次のように記録されている。

青森県南津軽郡黒石町大字仲町二二呉服雜貨商鳴海才八ハ、大正二（一九一三）年三月市立青森商業学校卒業後家事ノ傍ラ弘前市所在ノ修養団体、養生会、旭会等ニ関係シツヽアリシガ、昭和五（一九三〇）年五月頃二ハ青森県下各地ニ立憲養正会ノ支部ヲ設立シ、或ハ日本国民党ノ創立当時二ハ其ノ中央委員トナリタル等、漸次熱烈ナル国家主義思想ヲ抱持スルニ至リタリ。然シテ本（一九三二）年二月五日自ラ代表トナリテ陸奥興國同志会ヲ創立シタルガ、次デ同月上旬頃日本改造法案（北一輝著）自治民範（権藤成卿著）等ヲ基礎トシタル「昭和皇政維新国家総動員法案大綱」ナルパンフレットヲ作製シ昭和皇政維新促進同盟名ヲ以テ各方面ニ頒布シ、爾來屢々上京シテ急進的国家主義団体ヲ歴訪シテ連絡ヲ採リ、又ハ顯官ニ建白書ヲ提出スル等ノコトアリ。（下線は引用者、以下同）¹⁴

このように鳴海が「昭和皇政維新国家総動員法案大綱」の発行者だったことは間違いないさそうである。大綱の発行団体は「昭和皇政維新促進同盟」だが、前掲『国家改造論策集』でも「青森県黒石町陸奥興國同志会鳴海才八が印刷物頒布に際して用ひたるものにて団体の実体なし」¹⁵とある。

鳴海を中心とする陸奥興國同志会は、内務省警保局保安課『国家主義団体綱領集』（一九三四年一二月末調）一七七頁

に「事務所」「中心人物」「綱領」が列挙されたほか、「斎藤実関係文書」（書類の部二 一九〇「満州」一二八）にも「陸奥興国同志会創立宣言／綱領」、同会作成の「昭和維新の指導原理」という一連の資料がある。

これらの資料によれば、一九三一年一月から鳴海を中心に陸奥興国同志会創立の動きがあり、創立宣言、綱領、会則が、また翌年一月には「昭和維新の指導原理」が作成された。この「指導原理」には、「一切を挙げて上御一人へ／一切を挙げて国家総動員へ」といった大岸の「皇政維新法案大綱」から転用した箇所もある。

一方で、鳴海に対する周囲の評価は高くはなく、憲兵大尉山中平三は「東北、北海道地方出張報告」（一九三五年二月一九日付）で、陸奥興国同志会と鳴海の素行を次のように報告した。

二、陸奥興国同志会

鳴海才八ノ主宰ニ係ル会員僅々数名ノ小団体ニシテ元来鳴海ハ捨石トモナルヘキ意アル人物ニ非ズ 単ナル右翼ブローカーニシテ稍々誇大妄想狂ナリ

常ニ売名宣伝的ニ行動シ他ヨリ出版物ノ郵送ヲ受クル時ハ往々之ヲ複写ノ上自己名義ヲ以テ発送スルコトアリ

……

青年将校側ニ於テハ鳴海ノ本質ヲ看破シアリテ今ヤ本氣ニ相手シアルモノナシ。

「往々之ヲ複写ノ上自己名義ヲ以テ発送スルコトアリ」というのは、まさに大岸の「皇政維新法案大綱」の扱いについてもあてはまろう。

この「ブローカー」の手によって、大岸の思想は別名の冊子となって伝えられ、その配布先は東京にも及んだ。これは、鳴海の行動範囲が青森一県にとどまらず、東京の国家主義団体にも及んでいたためである。

鳴海は、真崎甚三郎ら皇道派、国本社グループとも付き合いがあった。その始まりを特定するのは難しいが、後述する

遠藤友四郎から真崎に宛てられた書簡（一九二八年五月一九日付、「真崎甚三郎関係文書」目録番号一三〇一五）には、「黒石の青年鳴海才八君より又聞きに達し候事と存上候が来る六月中旬出發私他二名東北一巡不逞思想掃滅尊皇愛國熱を沸騰燃焦せしめんと心組」などとあるので、一九二〇年代末には接触があったと考えられる。

また、同関係文書には真崎宛陸奥興國同志会書簡が数多くあるほか、弘前隊報写「鳴海才八婦京後の言動」（一九三二年一〇月三十一日付、目録番号二二一六）という文書も残されている。ここには鳴海の交友関係の一端が記され、本間憲一郎の紫山塾、橘孝三郎の愛郷塾、日本第一新聞社長で画家の宅野田夫と付き合いがあったようである。

公刊されている真崎甚三郎の日記一九三四年九月九日条にも、「午后六時 鳴海才八來訪、是又昔日ノ元氣ナシ」とある。翌月一五日にも、鳴海は実業家成田努と真崎を訪ねた。成田は一八九二年生まれ、東亜同文書院を出たあと、貿易業を自営し、一九三三年七月からは大同興業常務をつとめた。戦後は新東京国際空港公団の総裁になる。同時に、彼は国本社のメンバーでもあり、木戸幸一（当時厚相）に言わせれば「平沼（騏一郎）男の子分」だった。その彼と行動をともにする鳴海の交友範囲も重なっていた部分が多かったと推察される。

こうした交流を背景に、「昭和皇政維新国家総動員法案大綱」は主に東京において政治家や軍人、運動家へ配布されたが、その一部が海を渡って満洲国にも届けられたと考えられる。これは秦氏が紹介した「皇政維新法案大綱」に「在満決行計画大綱」が添付されていたことと関係してくる。

秦氏の説明によれば、「皇政維新法案大綱」は「その後昭和九年、在満決行計画大綱を付し」とあるが、なぜすでに「昭和皇政維新国家総動員法案大綱」頒布後の一九三四年に、その原案である方の「皇政維新法案大綱」に「在満決行計画大綱」が付されたのか、またそれを付したのは誰かという問題がある。

これらの問題を考えるうえで、青年将校のひとり菅波三郎の発言に注目したい。彼は、二・二六事件の公判や取調べで、「昭和皇政維新国家総動員法案大綱」の作成や「在満決行計画大綱」添付について次のように語っている。

法務部長「直接行動の認識に就て訊ねるが、被告の理解する改造法案中にても、昭和更生維新法案、在満決行計画中也、大岸に宛たる文中にも、共に直接行動を是認しある部分を散見するが、如何」

菅波三郎「在満決行計画は関東軍幕僚が昭和八年頃内地と相呼応してやると云ふ案であつて、私の深く関知する処でない。改造法案の見解は、前に申した通り。大岸宛の実力云々、砲煙云々は、相沢公判の証人として出廷する気持を書いたのです。昭和更生維新法案は渋川が書いたのです」

法「満洲」青年同志会のデキストとして之等の文書が使用せられて居るのを被告は知らぬと云ふか」

菅「一切は鳥海啓がやり、他は関東軍の内諾を得てやつたのですから、悪いとは思ひません」

公判時に語られた右記の「昭和更生維新法案」が「昭和皇政維新国家総動員法案大綱」を指すなら、渋川善助作という菅波の発言は事実と異なるし、公判中であることを勘案して、読み解く必要がある。渋川は後述する直心道場幹部で、北一輝・西田税グループに属していたが、大岸頼好、菅波、未松太平らとも親しかった。

それゆえに、次の証人訊問で、菅波が「在満決行計画大綱」を渋川単独の作と述べたのも疑問が残る。この訊問が興味深いのは、「皇政維新法案大綱」「国家総動員大綱」「在満決行計画大綱」が押収物として提示されていることだが、訊問内容では「皇政維新国家総動員法案大綱」と表記され、当局側の記述も一貫していない。

菅波は、「在満決行計画大綱」について次のような経緯を説明している。

四問 在満決行計画大綱は、何人が何時何処で作成したものか

此時押収の高検領第 号の証第 号在満決行計画大綱を示したり

答 昭和八年五、六月頃、渋川善助が満洲国公主嶺の当時の私の官舎に於て作成したものであります

五問 如何なる事情で作成されたか

答 私は昭和五、六月頃は満洲国東辺道の匪賊討伐に従事中で、渋川が東京から来る事は知つて居たが其の日に付てはよく存じませぬでした

恰度五、一五事件の事に付私に聴きたい点があると云ふ軍法会議側からの通知で、昭和八年五月末頃新京に出て参りました

其時渋川は私に会ふべく通化に這入り、途中で知らずに行き違ひました。私が新京滞在中、渋川は新京に帰り、其の頃の或日公主嶺の私の官舎に渋川が柳沢一二、山際満寿一を連れて来ました……

……

同夜は殆んど徹夜して此相談を為し、翌日私、山際、柳沢等は新京に出たが、其の留守中に渋川が自分の持参した満鉄改組の三案を写し、之れに在満決行計画大綱を自ら書いて添へて全部を私の宅に置いて、本人は奉天に出発しました。私は其の日帰宅して、此残されたものを入手した次第であります。

この菅波の供述は時期、場所など具体的で、「在満決行計画大綱」作成が一九三三年五月末頃とあるのは注目される。憲兵司令部関係資料「五・一五事件以後ニ於ケル陸軍一部將校ノ動靜概況 其三」によると、たしかに渋川は四月一六日に渡満し、「五月四日ヨリ通化守備隊將校室ニ宿泊連日滿官衙ヲ訪問ノ上六月二十日大連発歸国セリ」とある。

もつとも、発案から作成までを渋川単独によるものとは考えにくく、右記の菅波供述によれば、菅波、渋川らとの徹夜の相談中に「在満決行計画大綱」はある程度まとまり、最後に書きとめたのが渋川だった可能性が高い。

訊問で菅波は渋川の主導性を強調しているが、実際には菅波自身も国家改造運動に積極的で、そもそも「皇国維新法案大綱」（『私の昭和史』）を末松に見せたのは菅波だった。別の憲兵司令部関係資料「陸軍一部將校ノ動靜概況 其十三」でも、「菅波大尉ノ在満間ニ於ケル行動中補遺事項」として次のように記録された。

①七（一九三二）年八月着任以来在滿青年將校、右翼分子ニ面接又ハ文書ヲ以テ皇道原理ノ宣伝普及指導ニ任シ八年九月滿州青年同志会ヲ組織シ所属分子ヲシテ警備及右翼運動ニ関係アル情報蒐集ニ努ム

十月頃北ノ改造法案ヲ基礎トシテ改案自作セル「国家改造方案」ヲ在滿同志ニ回覽ス

在滿右翼運動力自己指導ノ穩健派ト笠木良明ノ急進派トニ対立セルタメ八年末ヨリ戦争（線）統一ヲ企画シテ成ラス

この「国家改造方案」が具体的に何を指すかは明らかではないが、彼が滿州青年同志会の中心にあつて、国家改造運動に取り組んでいた様うかびあがる。

しかし、一番の問題は、「皇政維新法案大綱」や「昭和皇政維新国家総動員法案大綱」がどのようにして「在滿決行計画大綱」と結びつけられたかである。後者については菅波の訊問でも焦点となっており、担当した予審官は彼に次のように問うている。

一二問 左様だとすれば、荒木（章）は結局此計画は知らなかつたか

答 同人は滿鉄新京地方事務所長として滿鉄内の特秘情報を受けて居つた様で、時々私も同人から其の特秘情報を貰つて居たが、日時は判らぬけれども荒木が、滿鉄特秘情報として皇政維新国家総動員法案大綱と之に付録された在滿決行計画大綱とを入手し之を私に見せて呉れた事があります

左様な事情で、荒木自身も此決行計画の内容は見て知つて居ります

一三問 其の方は荒木より右のものを見せられた時、それに基いて其方等が決心し活躍して居る趣旨を説明したではないか

答 全然説明は致しませぬ

一四問 皇政維新国家総動員法案大綱と在滿決行計画を一緒にしたのは其の方ではないか

答 左様なことは絶対ありません。何人がやつた事かも知らず、荒木より見せられた時驚いた次第であります

一五問 島一郎に対しては右決行計画の話をしたではないか

答 致しませぬ

菅波はこのように否定を続け、真相は不明のままである。また、「皇政維新法案大綱」と「在滿決行計画大綱」との關係もわかつてない。いずれにしても、「昭和皇政維新国家総動員法案大綱」ではなく、「皇政維新法案大綱」の方に「在滿決行計画大綱」が付されていたことは、あまり世に出ていない「皇政維新法案大綱」にアクセスできた、つまり、大岸に近しい人物によるものであった可能性が高い。

以上の「皇政維新法案大綱」から「昭和皇政維新国家総動員法案大綱」に至る経緯をまとめると、大岸が一九三一年九月頃に書いた「皇政維新法案大綱」を参照して、鳴海は一九三二年一月頃に「昭和皇政維新国家総動員法案大綱」を作成、印刷し、二月頃東京の關係者に頒布した。その後、一九三三年五月、六月頃に渋谷善助、菅波三郎らが「在滿決行計画大綱」を作成、同年か翌年に「昭和皇政維新国家総動員法案大綱」と「在滿決行計画大綱」は結びつけられたことになる。

しかし、一九三四年頃になると、大岸の思想はもはや「皇政維新法案大綱」を書いたときとは異なっていた。そこで、改めて大岸によって編まれたのが、次章で取り上げる「皇国維新法案」だった。

二 大岸頼好と「皇国維新法案」

一九三一年秋に「皇政維新法案大綱」をまとめた大岸頼好は、末尾の参考文献一覧に北一輝、権藤成卿、遠藤友四郎の著書をあげていた。この選書の背景には、大岸が同時期に取り組んでいた国家改造運動の提携があった。というのも、一九三一年頃の大岸の目に映った「革新運動」は、「こちれて、いつの間にか海軍は海軍、民間は民間、東京の西田派は西

田派となりました。そしてとく／＼固て居らぬものが矢張り元通り固らぬものとなつた」[※]からであつた。

そこで大岸は、当時将校間で影響力のあつた北説、権藤説、また彼自身が「日本的」と評していた遠藤友四郎の説を参照したうえで、新しい国家改造運動の指針を生み出そうとした。それが前章で見た「皇政維新法案大綱」だつた。

しかし、その後の大岸は、運動の提携・統一よりも思想的な純化を重視するようになる。それは、北や権藤の説から離れて、かねてから共鳴していた遠藤友四郎の思想、つまり日本主義へ大岸を傾かせることになつた。大岸は、この離別の背景と思想的な経緯を次のように語っている。

夫れから満州事件、上海事件等起り時代が變化し、又人的關係に於ても五、一五事件で大川周明は收容され、権藤成卿は支那思想一流の君民共治思想として批難され、北一輝もどつから金を貰て居る、又外国思想であるとして批難され、遠藤友四郎丈けは批難を受けませんでした。そして東京の空氣は東京丈けとなり、夫れから九年十年と過ぎ、私と他の者との間に思想上の懸隔が出来て、之は対島（対馬）であつたか、栗橋か磯部か村中か覚えませんが、私に一度、あなたは改造法案をなぜ信じないかと云はれたことがあります。私も昭和五、六年頃は確かに改造法案に対して尊敬と云ふ迄ではありませんが多少魅せられて居りましたが、昭和六年十月以来次第に變化して、昭和九年に這入り明瞭となり、世間にも左様な噂が上る様になりました。[※]

ここに、すでに一九三〇年代前半の時点で、北の改造法案をめぐる二つの態度（信奉か否か）があつたことがくつきりと描かれている。

大岸の思想的な後ろ盾である遠藤友四郎はもとキリスト者で、一九〇六年に同志社神学校に入学するが翌年退学、一九一八年には堺利彦の売文社に籍を置いて社会主義運動に加わるが、翌年高島素之らとともに国家社会主義運動を起こした。一九二五年には高島とも離れて、『日本思想』を創刊し、独自の日本主義運動を推し進めた。一九二七年には赤尾敏らと

錦旗会を結成している。

なお、遠藤のパトロンのひとりに皇道派の領袖真崎甚三郎（一九三二年参謀次長、三四年教育総監）がいた。真崎は、皇道派青年将校との公然たる接触を避けつつも、彼らに関する情報収集を怠っていない。

しかし、真崎は、青年将校が慕う西田税に対しては強い警戒心を抱き、北一輝の思想に対しても、日記に「今日八昭和五、六年頃ヨリ進歩シ、北、大川ノ思想ヲ批判シ得ル程度ニ達シアリ。対立ノ如キモ彼等ガ勝手ニ定メタルモノナリ」（一九三五年八月二三日条）⁸²として、乗り越えるべきものとみなしていた。

おそらく真崎は、北の思想を国家社会主義や国家統制主義と解していたと思われるが、それと対峙する日本主義者、すなわち『原理日本』の簗田胸喜や三井甲之ら、『日本思想』の遠藤友四郎を積極的に支援していた。これは、国家社会主義勢力の駆逐と天皇機関説への誌上攻撃を煽ることが目的だったと思われる。

しかし、簗田と遠藤では、真崎の対応は異なる。当初真崎は、簗田を「頗ル熱狂漢」（一九三四年六月一五日条）と評していたが、のちに「予ハ若宮（卯之助）、簗田等個々ノ人間ニ共鳴シタルニアラズ、全ク其ノ主義思想ナリ」（同年二月二六日条）と述べたり、簗田を「地獄ニ陥リタル者」（一九三五年七月三日条）と評したりするなど距離を置くようになる。⁸³

これに対し、遠藤の場合は、その妻しげのことも真崎のもとに足繁く通っている。しげのが最初に日記に登場するのは一九三四年に入ってからで、「真崎甚三郎関係文書」には真崎に夫婦仲を相談した書簡（一九三七年一月一日付、目録番号一二七）もある。

また、遠藤友四郎自身の書簡も同関係文書にあり、その時期は先述の一九二八年から一九四〇年までだが、二・二六事件以後が多い。こちらは時事問題、社会運動関係がメインである。遠藤らの主な目的は活動資金の無心や軍関係の情報収集だったと思われるが、簗田への対応と異なり、真崎日記の描写には同情が垣間見える。

こうして遠藤は真崎という後ろ盾を得ることで、軍内にも影響力を増していく。そして、遠藤に感化された一人に大岸

頼好がいた。遠藤の思想が大岸を変えていったことは間違いない、実際、大岸と遠藤の接触を物語る一節が他ならぬ遠藤の著作『皇国軍人に懇ふ』（一九三二年二月）に記されている。

私の読者になつて間もなく、例の十月事件に予め反対したと伝えられる某陸軍尉官は、今春一種の短い改革案筋書を、リーフレットにして配布した。それには北と権藤とに列べて私の名も挙げられ、この三者を綜合すれば、こんな立派なものが出来ます、と云ふ風の主観が示されて居た。私は直ちに彼を非難したが、前二者と私とは、水と油であつて、絶対に融合性を欠く。⁸²

この「某陸軍尉官」とは大岸のことだろう。鳴海才八が一九三二年二月頃印刷・頒布した「昭和皇政維新国家総動員法案大綱」を大岸は四月頃に受け取つたはずである。大岸はそれを遠藤に送つたが、すでに一九二九年末から北を「君主機関説に囚はるゝ拝洋唯物魂の徒」⁸³と批判していた遠藤の応答はむろん「非難」だった。それゆえ、のちに大岸は、「皇政維新法案大綱」を書いたかつての自分を振りかえり、「研究時代」「思想的誤謬は沢山あります」⁸⁴などと自省することになる。

しかし、その転換のきつかけは、思想上の問題だけではなかった。大岸が時期を「昭和六年十月以来」と指定したように、クーデター未遂事件である十月事件が関係していた。大岸もこのクーデターに参加すべく上京していた一人であつた。しかし、計画はあえなく失敗し、大岸は青森へ帰つていく。のちにこの事件を「大衝動」⁸⁵と評したように、この事件への失望と反省を契機として、思想的な純化に向かつたことは想像に難くない。

大岸が「外国思想」とされた北一輝の改造法案を信じてできなかったのは、こうした日本主義への傾斜が背景にあつたと思われる。より具体的に語る大岸は、「北の改造法案はいろいろの思想が混入して居り、たとへば民権思想もあり、又独逸流の国家主義的国権思想もあります」⁸⁶として、民主主義や日本的ならざるものをかぎ取つていた。

改めていえば、軍部にも浸透した国家社会主義と日本主義との対立は、人間関係と複雑にからまりながら、旧来の統制派對皇道派という図式にとどまらず、皇道派青年将校内でも北の改造法案に依拠しようとするグループと、そうでないグループとの軋轢を引きおこしていった。前者が、東京にあつて北・西田税につらなる村中孝次、磯部浅一、栗原安秀たち、後者が和歌山の南岸頼好、末松太平たちとなる。

青年将校のひとり末松太平は、回想で、『日本改造法案大綱』をめぐる東京と和歌山の確執[※]があつたこと、『日本改造法案大綱』は一点一画の改変も許さないとという金科玉条組と、これを過渡的文献にすぎないとするものとの確執[※]を伝えている。

末松自身は、二・二六事件の第一回公判で法務官から「日本改造法案大綱を如何に感ずるや」と問われ、「戦術的に見て日本改造法案大綱に依る革新は不可なり。何故なれば、反对者多数あるが為なり」[※]などと述べた。しかも、法務官が今回の二・二六事件における改造法案の影響に改めて言及すると、末松は、「お考へになることは法務官殿の勝手であるが、私は斯く信ぜず。蹶起将校が本法案の具現にありたりとは今初めて聞きたるなり」[※]と述べ、当局側の物語を突き放した。

では、末松らは、どのような改造を望んだかであつた。彼は「自分らは破壊に専念すれば事足りると思つていた」[※]というが、それは先輩で同志の南岸頼好がいればこそであつた。いわば東京グループのイデオログが北とすれば、和歌山グループのイデオログが南岸だつた。そして、末松と同じく、北の思想や改造法案に納得できないものを感じていた大岸が、「皇政維新法案大綱」という試作品を経て、一九三四年に生み出した新たなプログラムが「皇国維新法案」になる。

しかも、北の改造法案が上層部にも受けが悪いことを知つていたことが、大岸が別案を模索するきっかけにもなつていた。かつての「皇政維新法案大綱」が国家改造運動における横の連携を目指すものだったとすれば、今度の「皇国維新法案」は上層部の支持を取り付けるまではいかないまでも、反発を和らげることが意図されていた。末松は次のように回想している。

北、西田に対しては、『日本改造法案大綱』とともに、先入観的に、青年将校を支持する軍首脳のなかにさえ、反発があるときいている。力の均衡が微妙に動揺する場合には、蹶起に反対して現状を維持しようとするものは、これを勢力挽回の好餌に利用するだろう。大岸大尉が別に『皇国維新法案』を起案し印刷した苦心は、この辺の消息を知っておればこそだった。大岸大尉がこれの原稿を、はじめて私に提示したとき、それを手中にもてあそびながら、將軍連は『改造法案』がきらいだからア……とつぶやいていた。㊤

前章で触れたとおり、『皇国維新法案』はこれまで「皇政維新法案大綱」と混同してとらえられ、その存在すら明らかではなかった。しかし、既述のように、ただひとり末松が「皇政維新法案大綱」とはかならずしも一致しない「皇国維新法案」を回想していた。それは次の諸節である。

では一体、『改造法案』のどういった点が意見の衝突となつてゐるのだろうか。これに就いて大岸大尉は、あまり語ることを好まぬふうだった。ただこの点は骨が粉になつてもゆずれないといつて、二三それをあげるにはあげた。が、それがどういふことであつたかは、いま記憶にない。

私はしかし『改造法案』批判よりも、それに代わる案があればそれを知りたかつた。それで「では『改造法案』に代わるものがありますか」ときいた。

大岸大尉は「あるにはあるがね」といったきりで口をつぐんだ。

いやに、勿体ぶるなと思つた。いわなければいわなくてもいいや、おれにいえなくて誰にいえるのだろう、とも思つた。……

夕食が終わったあとで大岸大尉は、量ばった和紙の束を持ち出してきた。

「これはまだ検討を要するもので、人には見せられないものだが……」

といって私の前に置いた。私はひらいてみた。

冒頭に『皇国維新法案』と銘打ってあって、革新案が筆で書きつらねてあった。これが『改造法案』に代わる大岸大尉の革新案の草稿だった。が、それはまだ前篇だけで、完結していなかった。ま

渋川が大岸大尉の『皇国維新法案』を印刷したものを、風呂敷一杯重そうに提げて、また青森にやってきたのは、このときから一カ月とはたっていないかった。

これはこないきさつからだった。渋川がこの前帰って間もなく、大岸大尉から、和歌山で「人には見せられないもの」と大事がつっていた『皇国維新法案』の草稿を、どう心境に変化がきたのか、至急印刷したいから渋川に頼んでくれといってきた。

私は早速大岸大尉の意志を渋川に伝えたが、それが出来上がったから、と持参したのである。

「知っている印刷屋のおやじが奉仕的にやってくれた。紙も、おやじが大事なものだから上質紙にしたがいいというのでそうした。」

渋川は風呂敷を解きながら、こういった。ち

ここでは「皇国維新法案」が「前篇」しか完成していないとされるが、前章であげたいずれの「皇政維新法案大綱」「昭和皇政維新国家総動員法案大綱」にも「前篇」とは記されていない。

また、今回入手した「皇国維新法案」はたしかに上質紙で作られ、表紙には「前編」と書かれている。旧蔵者である三浦延治は、今日では無名の社会運動家で、内務省警保局や司法省刑事局にもとくにマークされていなかった。彼は、一九

三二年に結成された永井了吉の勤皇維新同盟の名古屋支部員で、遠藤友四郎とも交流があり、のち一九三四年頃に大森一声を中心に設立された直心道場の一員となっている。後述する核心社の機関誌『核心』の編集者でもあった。

一方、大岸の「皇国維新法案」だが、その内容は「皇政維新法案大綱」「昭和皇政維新国家総動員法案大綱」と比べて、一変している。

「皇政維新法案大綱」は、「準備作業」、「維新ノ緒動」、「維新ヘノ発程」、「皇政維新第一期」から第五期の時期区分で構成されている。国家総動員に向け、天皇大権を発動、枢密顧問官らを罷免、華族制も廃止したうえで、天皇を輔佐する顧問院を設置し、国家改造内閣を樹立する。また、天皇自身が皇室所有の財産を国家に差し出し、私有を禁止された国民も財産、土地、資本を国家に上納する。一方で、「自治」が説かれたのも特徴的で、農村、都市、工業において「自治制」を採用したうえで、地方議会、国会、憲法などを再構成し、家族単位の家を確立するというものである。

これに対し、「皇国維新法案」の方では、右記の制度改造論や「国家総動員」という言葉が退き、かわりに天皇主義がより強く押し出されている。以下で、その内容を具体的に見ていきたい（本稿末掲載の『極秘 皇国維新法案 前編』参照）。

第一編の内容をまとめれば次のようになる。「祖神」の「直系顕現延長者」として現人神の天皇がおり、「顕現延長」にいまの「大和民族」がいる。それゆえ、天皇と「大和民族」の関係は「大父（至親）」と「赤子」の関係であり、両者とも「祖神」から発する「一大家族体民族」なのである。この家族に流れる民族精神が「まつろひ」であった。天皇は神に對して「義侠ト犠牲トノ一ツナル『まつろひ』精神」を有するように、民を見て、「祭政一如ノ御親裁」を行う。その向かう先は、「大和民族」の使命「世界修理（創造的世界革命）」、すなわち「不義ノ文化強力ニ妖蕩呻吟スル人類ヲ普ク光明平安ニ解放シ、以テ一天四海同胞協和ノ招来」することであった。

第二編は「世界的使命」として国外関係が述べられる。「通則」では、「國際的戰國時代」である現代に「最高道義国家」が出現するとし、それこそが「皇国」になる。「当面ノ方針」では、満洲国の独立保全にあたって、列強や中国といかに

伍するかが述べられる。ロシアが赤色の「亜細亜侵略者」であれば、イギリスは白色の「亜細亜僭奪者」である。これらの国に対すべく、ウラル以東や西南アジア、インド、南西太平洋を巻き込んだ「亜細亜連盟」の結成が必要だとする。それゆえ、アメリカとの決戦は避けて「不戦平和ノ提契」に進むべきとする。また、中国は「皇国ノ実力的扶導ノ下ニ同盟協力シテ連盟亜細亜ヲ結成スベキ一大要素」と位置付けられた。

第三編は、日本を取巻く国際状況の悪化が語られる。国際連盟の脱退、南洋委任統治領処分問題、ロンドン軍縮条約の失効と英米等による圧迫、列強のブロック経済化、中国の反日運動、満洲国の混沌などである。ここで、やや論理が飛躍しながら、「皇国ノ大難ハ常ニ至尊ノ絶対ヲ冒シ遷シ参ラセシ時ニ到来ス。是レ皇国独特ノ国難ノ根因ナリ」として、天皇信仰の不足が原因とされた。

第四編の冒頭では、その解決に向けて次のような方法が掲げられた。

至尊絶対神性ノ徹底復固!!

至尊絶対神性ノ徹底復固ニノミ含蓄セラル、下万民平等本義ノ徹底確立。

至尊絶対神性ノ徹底復固ニノミ結果スル所謂政治・経済・法制・思想・教育・軍事・外交ノ国体原理性ヘノ画期的確立復固、即チ神州独自優秀性ノ發揮、而シテ其ノ拡充推延 || 皇道ノ福音ノ世界宣布（創造的世界革命ノ鴻業遂行）、是レ皇国維新ノ眼目ナリ。

註一 「ナチス」ヨリモ「ファツシヨ」ヨリモ「コムミニズム」ヨリモ其他ノ何レヨリモ、ヨリ高クヨリ優レタル創造的建設ヲ含蓄スル国体原理。

註二 至尊ノ絶対神性徹底復固ニノミ閃爍開端スベキ国体原理ノ洋々タル自展。

東洋平和——人類救済ノ大聖願。

このように「国体原理」はファシズム、コミユニズム双方を乗り越えるものであった。まして、個人主義、民主主義、資本主義はさらに否定されるべきものとなる。「議會至上組織」「政党組閣制度」「個人搾取資本制経済」を「非国体原理制度」としてその廃絶を訴え、ひいては現憲法（ただし伏字表記）を「赤化大憲章」としてその理念の廃棄を訴えた。

このために政治では天皇親政はもとより、「信教自由」の廃棄、「万民ノ協翼」「有司ノ輔弼」など、思想・教育では「信教自由」「宗教神道」の廃絶にともない「民族信仰」「国体教育」が掲げられる。経済では「個人搾取資本制経済」の断除に向けて天皇の経済大権を確立し、これを支える万民が経済活動で「連帯協和勤労ノ実」を発揮することが訴えられた。外交、軍事はほとんど語られていないが、ここに「国家総動員の国防ノ充実完備」として「皇政維新法案大綱」の若干の名残が見られる。

では、この「皇国維新法案」はどの程度普及したのだろうか。末松の回想によれば、西田税は同法案を見るやいなや激怒したという。

「皇国維新法案」というのは未完成であるが、一つの建設案として大岸大尉の起草したものである。これは大岸大尉からの依頼で渋川が東京で印刷し、青年将校に配つたものだが、しばらくは西田にかくしていた。西田もながい間それを知らなかった。知つたのはやつと二・二六事件のあつた年の正月頃らしかった。印刷したのは昭和九年だつたから不思議にも相当永い期間知らなかつたわけである。その頃渋川に会うと、「あれをとうとう西田さんにみつけれたよ、これは誰が書いたのかと、えらくおこつていた」と当惑顔をしていた。酸いも甘いも知りすぎている太ッ腹の西田がそれほどおこるとは私には意外だつた。♫

「皇国維新法案」のどの点が西田を激怒させたかはわからないが、そこに彼自身が信奉する北の「日本改造法案大綱」

と相容れぬものがあつたことはたしかだろう。この一件から、西田派の青年将校には広まりにくかつたことが想像できる。西田派の佐藤正三（大眼目社）は、戦後の回想で、『改造法案』の西田税に『皇国維新法案』の大岸頼好という、二大潮流が青年将校運動のなかにあるのだといった考え方が、私の漠然たる理解の仕方であつた」と述べ、『皇国維新法案』を真剣に検討することもなかつたという。あ

今回頒布先が確認できたのは、相沢三郎陸軍中佐である。一九三五年八月に相沢は統制派の永田鉄山を刺殺するが、これにともない行われた同月二四日の搜索で、門司合同運送株式会社倉庫にあつた相沢の引越荷物から「皇国維新法案」が二部押収された。ま当局側も証拠物件をいくつか取り出して相沢に訊問しているが、「皇国維新法案」は俎上に上つてきておらず、当局側も危険視しなかつたことがわかる。

「皇国維新法案」が相沢の手に渡つていたことは、大岸と相沢の交友関係からありうることである。また、末松によれば、維新法案の頒布について次のような事情もあつたという。

私はこれを私直接の全国の同志に配ろうと思つた。が、どういふわけか大岸大尉から間もなく、配布はしばらく待つてくれといつてきた。そのときはまだ何部かを独身官舎の若い将校に配つただけで、殆んど手付かずだつた。二・二六事件のときまでそのままだつた。湮滅しようと思えばそのひまはあつたのに、わざとそのままだ置いて置いた。あ

特に『皇国維新法案』は、配布を見合はすよう大岸大尉からいわれたので、ほとんど手づかずに百部、あるいはもつとあつたかも知れないのが、渋川が持つてきてくれたままになつてゐるのを、そのまま残しておいた。あ

なぜ大岸が配布を辞めさせたのかは不明だが、この頒布数の少なさが今日まで「皇国維新法案」が世に出なかつたひとつの要因であらう。

三 『皇魂』と『皇民新聞』

頒布前に留め置かれた「皇国維新法案」に対して、大岸は別の手段によつて国家改造運動を試みている。それは雑誌・新聞による自説の啓蒙であつた。

パートナーは、社会運動家の中村義明である。彼は、大阪を拠点に活動していた共産黨員だったが、三・一五事件で検挙され、一九三一年以降、国家社会主義を経て日本主義に転じていた。大岸と中村との邂逅については、末松太平が記憶を交えて次のように推察している。

青年将校と中村義明が結ばれたいきさつは、松浦から聞いたところによれば、大体こんなことだったらしい。

松浦が少尉に任官して間もないころだったのだろう。大阪で里見岸雄を中心とした座談会があつたという。それに松浦は先輩の鶴見中尉と一緒に出席した。

里見岸雄といえ、そのころの流行評論家で『天皇とプロレタリア』『革命の前夜』などの著書は、軍人にも読者を持っていた。

座談会の中心テーマは天皇の科学的研究ということだったという。が、その席上、天皇を科学的に研究しようとする根本的態度に問題がある、天皇の本質は科学的に分析してもわかるものではない、といった意味の発言をして里見イズムの基底をえぐつたものが出て、衆目を集めた。それが中村義明だった。

すでにそのころ遠藤友四郎の『天皇信仰』に共感していた中村義明にとつては、天皇を科学的に研究しようなどという里見イズムは黙過しえないものだったわけである。

たまたまそのとき大阪商大教授田崎仁義博士が同席していて、中村義明に共鳴する発言をしたというが、鶴見、松浦の二人も、これらをわが意を得た反論と思つた。

「あれは面白い男だよ。訪ねてみようではないか。」

教えを聞き、説をたずねるに千里の道も通しとしなかつた当時の青年将校のことである。松浦大尉は鶴見中尉に同伴して、早速に中村義明をその陋屋にたずねた。

これが縁となつて中村義明と鶴見、松浦らの奈良三十八連隊青年将校との交友がはじまるのだが、これが当時鶴見中尉らが「和歌山に坐りに行く」といつて、なにかにつけ示教を仰いでいた大岸大尉との交友に発展するのは自然のなりゆきだつた。ち

大岸と同じく、中村も遠藤友四郎の思想的影響を受けていた。遠藤や中村といった「転向者」の系譜は、共産（社会主義運動史はもちろん、国家主義運動史でも後衛に置かれてきた。しかし、二・二六事件に至る国家改造運動のなかで、重要な一角を占めていたことが本稿から明らかになる。

大岸と中村が出会つた時期は右の引用でも明記されていないが、一九三二年二月頃には大岸と中村の交友ははじまつていたようだ。大岸とともに、大阪の中村を訪ねた青年将校の大蔵栄一が次のように回想している。

〔大岸と〕初対面のあいさつがすむと「大蔵さん、反吐を吐くことは、いいことですね。」このわけのわからない言葉が、大岸の第一声だつた。

……

翌日は日曜日であつた。大岸といつしよに大阪に出た。難波駅についたとき、鼻下に髭を貯えた、一人の小柄な男に出迎えられた。

「中村義明君です」と大岸が紹介した。

四角なひげ面、眼鏡越しに見る凹んだ眼、どこことなく暗い影のある男。軍人でないことは確かだ。何者だろうー私は、

興味を持った。

「おとといはご迷惑をかけました。反吐まで吐いたりして……」

「さア、行きましょう」

大岸は、中村の言を無視して歩き出した。何の目的で、どこに行くのか、私にはさっぱり判らないまま、両者に続いて歩いた。

「中村君は、転向者ですよ」

大岸が、歩きながらささやいた。

これで、反吐の疑問が解けた。中村が反吐を吐くといっしよに、心の中まで全部を洗い流してしまった、と大岸は自分自身で確認したという意味のことをいったわけだ。♫

中村は、一九三四年八月に皇魂社から『皇魂』を創刊した。憲兵司令部関係資料「陸軍一部将校ノ動靜概況 其十」によれば、発行部数は「三百部」、その誌面は「現役将校ノ投稿アルカ如」き構成だった。♫

『皇魂』発行の経緯は、二・二六事件時の大岸頼好「捜査報告」に「同十年一月以降、菅波三郎ヨリ約千円ノ交付ヲ受ケ、内数百円ヲ中村義明ニ交付シ、維新思想ノ普及ヲ目的トスル同人主幹雑誌「皇魂」ノ発行ヲ援助シ」³⁰とあるので、菅波・大岸の後押しが発行に至ったといえよう。

『皇魂』は一輯、二輯の後に、一巻一号（通巻三号）が刊行された。今回確認できたのは、二輯（一九三四年八月）、一巻一号（同年一〇月）、二巻一号〜三号（一九三五年一月一〇日、二五日、二月一〇日）、二巻一五号（二月二〇日）である。執筆者を見ると中村以外は筆名が用いられているが、大岸の手による原稿も多かったという。

各号の誌面は、時事問題では軍縮問題や在満機構改革問題で彩られている。また、攻撃対象になっているのが統制論者だった。『統制』と『協翼』の弁（二輯）では、「資本主義自体の延命策」である「統制」に、「我皇国独特の卓越せる

原理」である「協翼」を対置する。「統制」のように上から下ではなく、下から上へ、外から中へ向かうものとされた。

ら・き生「国家総動員本義大綱」（二巻一号）でも、既存の国家総動員の読みかえが行われた。「国家の高度組織化・統制化」である「大戦原理国家総動員」を批判し、新に「皇道原理国家総動員」を提唱する。これは「まつろひ」²を核とする「我皇国日本の大家族体国家の国体原理性体系化」であり、「復固維新」を希求するものだった。

しかも、統制論者だけでなく、自分たちの「維新」に沿わない他の国家改造運動も批判の対象とした。それは日本主義でも同様である。中村は「剪滅せよ！昭和維新を歪めんとする高氏勢の策動を 我等は飽くまで尊皇絶対で、皇運扶翼楠氏の精忠に生きん」（二巻一号）で次のように述べている。

又従つて我々は、今日巷間数多大衆の面前に流布されてゐる所謂俺が俺達がの改造法案、改革案（然も単なる資本主義経済制度と、その基礎に立つ政治制度の所謂科学的批判の中から生れた、統制主義的、又は社会主義共產主義的等々の、而して又資本主義制度に対する観念的排撃の中から生み出した任意的な改造法案、改革案）を敢て持たない。我々は確信する、皇国に於ける謂ふ所の改造法案、改革案は、前述我々の只管なる皇運扶翼の至誠、燃へ上るこの至誠が神に達し神意として生れるものでなければならぬ。即ち巷間伝ふる所謂改造法案、改革案は如何にそれが科学的又は国体原理的美装を為すとも、それは畢竟大衆迎合民主下剋上革命の陰謀計画案たるに過ぎないもの。

然り、皇民我等の大本を無視せる改造法案、改革案、尊皇絶対、皇運扶翼の至誠を欠く改造法案、改革案によつて、いかでか皇国体の護持、その十全徹底体系化を庶幾し得んや！従つてかゝるものによつて皇国今日の社会矛盾の解消を所期するは正に痴人の夢である。

これを要するに、謂ふ所の国内改革、昭和維新に対する我々の態度は、一言に尽せば、無私無我只管に

大君の稜威の弥栄を瞻仰し奉るの至純、皇運扶翼これである。我等は確信する、これこそが日本人我等の血管に流れ伝ふる民族本来魂であり、皇民我等の歩むべき大本である。と

ここには明記されていないが、北一輝の改造法案や「陸軍パンフレット」も視野に入っていたと思われる。中村がこれまでかたくなに他の改造案を否定したのは「皇国の改革は／上御一人の御事」（『日本主義の本質について』二巻二号）と考えていたからである。「愛国」や天皇の名を語りながら自己主張とみまがうような改造案の不純さを彼は許せなかった。

一九三五年二月頃に、中村義明は活躍の場を大阪から東京へ移し、これにともない皇魂社も東京に進出した。ただし、後援者の大岸は和歌山にいたので、東京で中村を受け入れたのが海軍青年将校の林正義（五・一五事件で収監・出獄）だった。林は次のように回想している。

昭和九年大岸君は共産党転向後遠藤友四郎氏の教えを受けている中村義明君を紹介した。私は当時雑誌発行の準備をすすめていた。中村君は共産主義から急に天皇絶対になり、私との間にはしっくりしないものも感ぜられたが、大岸君はしきりに一緒に東京で雑誌をやつてもらい度いと熱望した。其熱意に負けて中村君を大阪から東京に呼び彼を名義人として雑誌『皇魂』は東京から発行された。私が満洲から友人に工作してもらつて取得する金は『皇魂』に突き込むことになってしまった。北一輝氏の改造法案に全的に賛成しない大岸君は、陸軍部内の青年将校の思想教育と改造法案信奉者の是正も『皇魂』に托していた。³³

また、大岸は、青年将校の大蔵栄一にも中村の後援を頼んでいたらしく、大蔵は次のように回想している。

ちょうどそのころであつた。中村義明が大阪から上京してきて、麴町二丁目元園町に一戸を構えた。中村はすでに大阪で『皇魂』という雑誌を発行していた。大岸中尉から、中村が東京に進出するを機に『皇魂』を全国的に飛躍せしめ

たいのでよろしく頼むという手紙がきたので、私はさっそく中村をたずねた。

中村義明は、前述したように共産党の転向者である。二年前大阪で大岸から紹介されてから、二度目のめぐり合いである。……

……

『皇魂』の記事は、ほとんど大岸頼好の筆によつて書かれていた。和歌山連隊における演習の寸暇をぬすんで、あるときは徹夜して書きなぐつた部厚い封筒が、速達便でしめ切り間ぎわに送られてくることもしばしばであった。⁵³

東京進出後の中村は、『皇魂』の姉妹紙として『皇民新聞』を一九三五年三月一〇日に創刊する。今回、創刊号から九号、一四、一五号が確認できたので、『皇魂』よりも二・二六事件直前の彼らの思想、運動を丁寧を追うことができる。

発行に至る経緯は、大岸頼好の前掲「捜査報告」に「大岸が」同（一九三五）年夏、和歌山に於て菅波三郎及中村義明と維新運動及中村義明主幹の「皇民新聞」拡張等に関し会談し⁵⁴とあるので、『皇魂』と同様、やはり大岸、菅波の影響が及んでいた。

紙面は、新聞のためか、『皇魂』という同人誌には見られない記事の幅と読者への影響を意識したものとなつている。攻撃対象は『皇魂』と同じく天皇機関説と親ソ論だが、『皇民新聞』では前者に比重があつた。また、他の日本主義運動を批判しながら、自らの教典を説いているのも特徴的である。

本稿ではすべての論説を紹介できないので、彼らの思想をとらえるうえで、とくに重要と思われるものを見ていきたい。まず創刊号一面に掲載された「改革維新運動と本紙の使命」である。これは「中村生」の署名があり、中村義明の筆によると思われる。

ここで批判しているのが「改革維新を歪める非皇魂ファツシヨ運動」である。その意味するところは、「民主霸道的な、所謂国家統制経済の（資本主義の修正、金融資本の強権的制覇をその本質とするところの）基礎に立つ××勢力の独裁を

目ざすファシズム運動」であった。日本主義に立つ彼らにとって、ファシズムは「欧米流支那流の革命」と映っていたし、成否はともかく、こうした「革命」の背後にコミンテルンの影響を見て取っていた。

これに対する自らの運動が「改革維新運動」になる。それは「復讐」であつて、欧米流ではない。その核心として中村があげるのが「国民我等の日本民族本来魂に基く皇民的自覚を熾烈強化すること、即ち国民我等の生活実践を全皇民一魂一体、一点ぬかりなき十全徹底皇運扶翼の大本に基くものたらしめること」になる。

こうした批判と自説をさらに推し進めたのが「新邪宗門」所謂「維新」運動（第五号、一九三五年五月一〇日、ただし第四号（四月二五日）が発禁になったため第五号にも掲載）だった。署名はないが、右記の中村の文体とは異なる。

ここで批判される対象は、前回と同じく「非皇魂」だが、その原因を「明治御一新」までさかのぼり、「維新」運動が掲げてきた「資本主義の終焉」「勤労民大衆の救済」「農民我等を救へ」「吾れ貧窮農民を救はん」的維新改造団体の簇生蠢動」などを「維新」の偽装にすぎない、つまり「邪宗門なる『維新運動』であると批判する。

この「邪宗門」に変わるものこそ「真正維新」である。その「真諦」は「皇民本来なる皇魂の燃え上る尊皇絶体、忠義一途の信仰の凝り固まる鞏固不動の信念に発する皇運扶翼の運動」である。そして、「皇民本来魂の信仰の強調振起こそ維新運動の最大最高の核心である。これなくして百千の改造案も、千、百万の団体組織も所詮似而非維新運動である」と言い切っている。最後に自分たちの主張を次のように展開した。

昭和維新とは明治第一維新の不徹底の根因に開覚せる皇民の尊皇絶対忠義一途のまつろひ運動である。

真正文化―大家族全体文明建設の一大倫理運動である。

皇国日本を発祥地とするまつろひ文明を全世界に押し広め行く世界革命の聖業である。世界修理八紘一字の大道念の徹底具現の運動である。

『尊皇絶対忠義一途』のまつろひ魂、即ち皇民本来の皇魂の熾烈燃上なくして何の昭和維新ぞや。

まつろひ精神の体得なき所謂維新運動は、たとへそれが如何に『国体の本義明徴』であらうとも、将又『建国の大義』に基くものであらうとも、将又『純日本精神』を基調とする『維新運動』であらうとも皆嘘の皮である。明治以降六十年の邪宗門（自由主義―法治主義―超皇国坊主の巢窟!!）に新に『強権』『統制』主義のなま臭坊主が割り込むで行くための笛や太鼓の大名行列に過ぎぬ。

今日の研究では、大岸、中村らの皇魂社も一括して皇道派に分類されている。しかし、右記の引用から明らかなように、彼らの論は統制派の主張はもとより、北の改造法案（とくに「機関説」とも称された天皇観や「国家社会主義」的側面）とも相容れなかった。

しかも、大岸らは真崎甚三郎とも距離があつた。真崎は、日記で「松浦少将ノ談ニ第四師団参謀長ノ公文ニ和歌山連隊ノ大岸某正月ニ上京シ予ヲ訪問シ予ノ庇護ヲ受ケアル如キ口吻アリト云フ。斯ルコトハ全ク事実無根ニシテ輕率モ甚ダシク、之ヲ明確ニスル如ク同少将ニ依頼ス」（一九三四年二月二六日条）と書き留めており、内心大岸の存在を苦々しく思っていた。

それゆえ、大岸とも近い対馬勝雄中尉が、皇魂社の資金援助を依頼しに來た際にも、真崎は次のように応対している。

対馬中尉來訪、……彼ハ尚皇魂社ノ窮狀ヲ訴ヘ五百円許リノ援助ヲ乞ヘリ。予ハ、中村〔義明〕ニハ未会见ナレドモ、彼等ハ予等ノ援助アル如ク吹聴シ大ニ迷惑シツゝアリ、斯クテハ共ニ倒レルニ至ルベシ、予ハ他ニ相談スル一人ノ將校アリ、一、二日ノ内ニ会见ヲ予期シアリ、此ト相談シテ若シ成立セバ何処ヨリ力金ノ入り來ル様工面セント答ヘ、尙近時ハ金ヲ出シタル者ガ迷惑スルコト多キ故殆ド出ス者ナキコトヲ付加セリ。（一九三五年一月一四日条）²³

大岸、中村とも遠藤友四郎の思想的影響を受けていたが、その改造運動は遠藤ほど真崎の共感を呼ぶにはいたつていな

い。

大岸が幕僚将校で親しかったのは、皇道派の小畑敏四郎であった。井上孚麿によれば、終戦当時「小畑敏四郎さんが、「大岸は昔から自分が子供のやうに、思つて来た男だから」⁸⁰と述べたというが、その具体的な交流は明らかではない。唯一、大岸らと真崎をつなぐ可能性があったのは、相沢三郎陸軍中佐である。既述のように、相沢は大岸、西田たちと交友があったほか、病床にいた相沢を真崎が見舞いに訪れるなど、双方と親しい関係にあった。

真崎の日記一九三五年一月三日条には、突如訪れた相沢が「皇魂ノ発行ヲ援助セラレタキコト、将来二万部ヲ発行ス、之ガ為月二千元ヲ要ス、菅波招致ノ必要ナルコト、之ハ永田ヲ駆逐スルヨリモ有効ナルコト等」⁸¹を真崎に訴えたことが書き留められている。しかし、この頼みの綱も約半年後に起きた相沢による永田鉄山刺殺事件で途切れた。

四 二つの皇道派

このように上層部との関係や青年将校同志の關係に着目すれば、皇道派は一枚岩とはいえなかった。その一方で、西田派青年将校と大岸らをつ結びつけるきっかけも存在していた。

すでに一九三五年の春頃、つまり中村義明が本拠地を東京に移したあとから、両派提携の試みははじまっていた。中村義明は憲兵調書で同年六、七月以降、『核心』と『皇魂』の合併を協議する目的で核心社に行ったと供述している。

核心社とは西田派の牙城というべき団体で、その構成員は渋川善助らが所属していた直心道場（メンバーは西郷隆秀、大森一声、杉田省吾、石渡山達、三浦延治ら）や勤皇維新同盟と重なっていた。

核心社の機関誌が『核心』で、その特徴は題字の上に書かれた「維新工作の綜合機関」に尽くされている。⁸² 毎号「躍進する維新運動」で全国の運動を紹介し、天皇機関説問題などを契機として国家改造運動の統一戦線構築を目指した。

それゆえ、『核心』と『皇魂』が接近するのは時間の問題といえた。しかし、このときの合併協議は「問題は御互の信

念、維新に対する見解の一致」として「合併」ではなく「編輯の連絡」をやっていくことにとどまった。⁶¹

それが、同年八月の相沢事件をきっかけに提携の動きが加速したのである。事件の詳細は別の研究に譲るが、本稿と関連するのは、この事件によつて、西田税らの東京グループと大岸頼好らの和歌山グループとの提携が図られたことである。既述のように、相沢は大岸にとつて同志と呼ぶべき存在であり、西田との関係も古かった。このため、相沢の永田刺殺は、青年将校間でくすぶっていた思想的な対立を棚に上げたまま、提携の動きを加速させたのである。大蔵栄一は次のように回想している。

相沢中佐の一撃は、全国の同志青年将校にとつて、大きな衝撃であつた。「相沢につづけ」という声がしきりにいいかわされ、盛り上がつてきた。その中でも大岸頼好大尉は、和歌山にあっていち早く相沢中佐に対する思い出、感想、逸話等々の原稿を広く募つていた。とくに最も親しくしていた同志関係の人々は避けて、相沢と少しでもかかわりのあつたものの原稿に重点をおいた。

大岸はこれらの原稿を小冊子にまとめ、広く一般の人々に購読してもらうため、廉価で市販するつもりであつた。その場合、われわれ同志の原稿を避けたのは、かえつてひいきの引き倒しになることをおそれての大岸らしい配慮である。大岸は、やがてまとまつた原稿を全部西田税あてに送つてきた。東京で検討の上、有効に処理してほしい、という、全面的に西田に依頼した態度であつた。

この大岸の態度に、しん底から喜んだのは西田であつた。

「大岸君からこんな手紙がきたよ」

西田は、大岸の手紙と分厚い原稿とを私に見せながら、ニコニコしていた。

「さつそく僕は『まえがき』を書いてみた。こんなものでいいだろうか」

と、その原稿を私に示す西田の顔は明るかつた。

昭和八（一九三三）年後半ごろから今日に至るまでの西田と大岸との確執が、これでいつぱんにふつとんだ、と私は思った。人間の感情の推移ほどはかり知れないものはない。人為的にとつおいつ考えあぐねたことが、相沢中佐の一举によつてこうも簡単に霧消へのきつかけになろうとは、夢想だにしないことであつた。

大岸と西田との感情的確執が北一輝の『日本改造法案大綱』をめぐることであることは、さきに述べた通りであるが、青年将校運動の先達である西田と大岸との確執は、私ら後輩にとつて最も大きな頭痛の種であつた。それがいま解きほぐされようとしているのだ。そういう別な意味でも、私はこの事件をかみしめたのであつた。☺

また、翌月の憲兵司令部関係資料「陸軍一部将校ノ動靜概況 其十三」にも、提携の動きが伝えられている。

歩五末松大尉ハ九月九日付渋川善助「ヨリ」左記要旨ノ通信ヲ受ク

左記

一昨夜大森力貴様ニ参ラサレタ話ヲ聞イテ嬉シカッタ

十月ノ再会ヲ待ツ 大（大岸？） ＊Ⅱ皇魂ト 西（西田？） ＊トノ関係モ 〇（菅波大尉）ノ上京ニヨリ（因ニ会ツテ来テ）極メテ喜ハシク進展セントシテ居ル菅波力西下ノ途中 因ニ会ツテ行ケハ九割ハ氷解スル筈ダアトノ一割ハ道義的慎ミノ問題ダ（編集部註。＊は原註） ☺

この「大Ⅱ皇魂」とは大岸頼好と『皇魂』、「西」とは西田税のことだと思われる。その引き合わせ役をつとめたのは菅波だった。菅波は、東京陸軍軍法会議第二回公判で、「昨年（一九三五年）皇魂と革新（核心）を一諸（緒）にする為二千円を与へ、大岸の生活費を八百円、磯部に五百円与へました文です」と供述している。 ☺

実際、この提携による変化は、中村、大岸らの『皇民新聞』紙上にもあらわれた。一四号（一九三五年一〇月一〇日号）

は「機関説思想徹底追撃展開号」となり、頁数がこれまでの倍（八頁）になっているうえ、編集部によれば、「本第十四号より日刊紙型に拡大の予定の処」などと記され、紙面の改編が目指された。

また、同号の「各地の同志に寄す」「挙国一体運動の躍進とその根本基調」「維新運動発展への一考察」（いずれも無署名）では、主張は旧来のままでも、『核心』と同じく国家改造運動の広がりが意識されている。とくに最後の論文では、「神人合一君民一体の大家族体国家の完成」に向けてまず「隣人一体氏子一体化の運動」を進めることが呼びかけられた。

また、八面では、天皇機関説運動の全国的な広がりを紹介しており、なにより解説に「最後に一言この報導は核心社同人の厚意ある助援に負ふ」と付記されていることは、両者の良好な関係あつてこそであろう。

こうした関係の深まりは、相沢事件の「公判闘争」にも影響を与えた。憲兵司令部関係資料「陸軍一部将校ノ動靜概況其十四」には、一〇月末に西田、磯部、村中らによつて「公判闘争」の相談がなされていたとされ、その目的も併記されている。

直心道場ヲ中心トスル

大森一声、渋川善助、磯部浅一、村中孝次、西田税、大蔵大尉

等八月二十七日頃本郷三丁目源来園ニ於テ相沢中佐公判闘争ニ関スル秘密会合ヲ催シタル趣ニシテ協議内容次ノ如シト

①テロノ脅威ヲ以テ効果的ニ運動継続

②統制派ノ中央進出阻止

③公開裁判ノ絶対的獲得²²

その後も『核心』と『皇魂』の双方を通じて、相沢支援が呼びかけられていった。『皇魂』二巻一五号（一九三五年二月二〇日）掲載の北満第一線皇軍將校有志「御統帥の×××相沢三郎中佐」、×××尉「相沢三郎中佐を偲ぶの俣」でも相沢への共感が綴られている。

また、先の末松の回想でも言及されていた『相沢中佐の片影』（一九三六年二月一〇日発行）刊行によって、国民に広くこの問題を訴えることも考えられた。本の編纂準備にあたったのは和歌山の犬岸だったとされ、ここに末松は「相沢公判に関するかぎり、東京と和歌山の歩調の一致を物語るもの」⁸として、東京と和歌山との共闘を見出している。

しかし、ここで末松のいう「かぎり」とはどういう意味だろうか。

同時期に、相沢公判（一九三六年一月二八日開始）によって、事件の意義を文書戦で明らかにし、相沢支援の動きを昭和維新運動に結びつけていこうという動きが起きていた。しかし、それとは異なり、蹶起に向けた動きも同時期に起こっていた。実際、公判は第六回（二月二日）になると公開禁止となり、公判闘争が暗礁に乗り上げたこともこの動きに拍車をかけたと思われる。

つまり、末松は、蹶起、すなわち二・二六事件に至る動きにおいて、東京と和歌山の共闘があつたわけではなかったことを述べている。

そして、もうひとつ考えられる背景として、東京と和歌山における思想的な距離がこの時期においても変わったわけではなかったことがある。いや、相沢事件後に両者の提携が進むなかでも、犬岸の思想は北の改造法案とはますます離れていった。

その最大の点は、政治、経済、社会の改造、また国家機構の改変といった具体的な話ではなく、信仰の問題へ置き換えられていった点である。これは「皇国維新法案」の地点よりもさらに突き進んでいる。一九三五年九月、相沢事件の証人尋問で、犬岸は自らの国家改造観を次のように述べている。

五問 証人ハ国家改造ノ必要ヲ認メテ居ルカ

答 私ガ見習士官頃カラ中尉ノ初頃マデハ専ラ国家本位ノ改造運動ヲ考ヘテ居リマシタ。ソシテ其ノ方面ノ研究ヲ致シマシタ。私ハ性格上研究的デアリマシテ没頭ノ氣味ガアリマシタ。中尉ノ初頃カラ所謂單ナル經濟、政治、社会機構第一主義ノ改造ガ外交性ノモノデアルト云フ感ジガ起キテ參リマシタ。ソシテ主トシテ頭ヲ古典的ナ文獻ノ研究ニ向ケテ參リマシタ。尤モ大キナ影響ヲ与ヘマシタノハ御歴代ノ御詔勅ト古事記デアリマシタ。ソシテ古事記ノ修理固成ヲ深ク考ヘ初メマシタ処、遂ニ神ト云フ様な感ニ發展シテ參リマシテ神仏ト云フ靈的ナ考ヘニ捕ハレマシテ、遂ニ現人神陛下ガマシマスト云フ信仰ニ到達致シマシタ。之ガ在来ノ單ナル所謂政治、社会、經濟機構第一主義ノ考ヘ方ニ決定的ナ判決ヲ与ヘマシタ。此ノ判決ト申シマスノハ、所謂改造或ハ所謂維新ナルモノノ真髓ハ先ヅ第一ニ我々ガ現人神陛下ノ子デアリ赤子デアルト云フ自覺、信仰デアルト云フ結論デアリマス

七問 証人ノ懷抱セル国家改造ノ理想ト目的ハ如何

答 国家改造ト云フ事ハ臣下トシテ申上グベキ事デハナク、一二上御一人ノ御事ニ掛ツテ居ルト考ヘマシテ、我々赤子ガ真ノ赤子トシテノ充實發展、換言シマスと天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スル事ニ邁進致シマスナラバ必ズ御稜威ガ御盛ンニナリマシテ、天下皆一人モ其ノ処ヲ得ザル者ナキ結果ニ到達スルト信ジマス。從テ一般ニ云フ改造ト力維新ト力云フ辞ヲ以テシテハ、此ノ信念ハ十分表ハス事ハ出来マセヌ

叙上ノ見地カラ真ノ改造ハ真ノ維新ト云フ字句ヲ強イテ使ヒマスナラバ、天皇陛下、即チ日本國デ赤子ハ陛下ノ分身分靈デアリマシテ、此ノ信仰ノ上ニ立ツテ其ノ曰クノ生活ヲ充實發展シテ行ク事ガ即チ維新デアリ、改造デアルト信ジマス。

天皇という神への近接による靈的な維新が大岸を「所謂政治、社会、經濟機構第一主義ノ考ヘ方」から遠ざけたことが

記されている。大岸によれば、天皇信仰のもとに各人が己の生を全うすることこそ「維新」であった。国家改造を担うのは天皇だけなのである。むろん、皇道派青年将校の一部が目指すクーデターやテロとは遠くかけ離れたものになる。

この翌月、大岸らは、「皇政維新法案大綱」「皇国維新法案」につづく、第三期の改造案として「皇政原理の一考察」を発表した。この論稿は、大岸によれば中村義明との合作であったという。

夫れから昨年皇魂社から皇政原理の一考察と云ふのを皇魂付録として出して居ります。之は中村が作り私が筆を入れたものであります。之は殆ど自分のものとなつたものを発表して居る考であります。私の考は皇政^{ミヤマツ}維新が第二期、一考察が第三期の現在であります。私は軍務と維新とを二元的に考へるのは間違て居る、直接行動に出づるが如きは外来思想で、奉公そのものが維新だと思ふのであります。

これは『皇魂』一九三五年一〇月一五日号の附録として発表されたものであった。同号は未確認だが、幸い一九三七年に国体原理研究所という団体が復刻しているので、これを見ていきたい。構成は以下になる。

総説

天皇

- 一 天皇即現人神
- 一 天皇親政
- 一 親裁トマツロヒ
- 一 生産ト天壤無窮
- 一 天皇即至親

一 天皇ト国体

政治の原理

一 歪曲せられたる政治理念

(イ) 法治思想

(ロ) 徳治思想

一 日本政治道の規範

一 祭即政

「皇政原理の一考察」のすべてが復刻されたのかという疑問は残るものの、「皇国維新法案」とは異なり、国際関係、「亜細亜連盟」の主張、制度改造論が一切省かれてるのが特徴である。

その内容をまとめれば、天皇親裁（シラス）とそれに相即する人民の輔弼（マツロヒ）が記されたものとなる。前者の天皇親裁では、天皇は現人神であり、国体であり、「至親」であり、その「親裁（シラス）」の希求が説かれている。後者の人民の輔弼では、「欧米流」で「力」に依拠する「法治思想」、「支那」に発する「徳治思想」をいずれも批判し、「日本の政治道の規範」として「神への融合参加」（それは「無私、没我の敬虔なる祈の大乗犠牲心、（幸福感との一致）に立脚することにつながる）すべきだと説く。それゆえに「祭即政」ということになる。

……「マツリゴト」は実に「現人神」（宇宙心、絶対力）への「マツロヒ」即ち神人合一の実践たり君民一体、祭即政たり。政治とは「マツリゴト」なり。億兆一心の「マツロヒ」即ち天皇信仰の実践たり。之れ実に生命発展の原理たる「生産」の原理・生成化育、国家民族の無窮なる生成発展の原理を含蓄せる至高の要義たり。

「皇国維新法案」では、天皇は「祖神」の直系という位置付けだった。今回は「顕現者」となる。天皇にとって、シラスとは「皇祖神」への「尊崇帰一の御実践」である。また、「皇国維新法案」では、天皇が神に対して「まつろひ」することも述べられていたが、今回の「マツロヒ」では人民が現人神（つまり天皇）に対して行うものであることがとくに強調されている。つまり、天皇の神格化がさらに推し進められた。

むろん、こうした思想上の変化は、現実の運動と関連づけられるべきものだった。幡掛正浩が戦後の追悼文で評したように、大岸は「北、西田両氏の影響下にある青年将校の中に全身を投じ、しかもその中から、尊皇絶対の方向へ同志の思想を正して行こうと心魂を傾け尽した人」³だったからである。

それゆえに、この大岸・中村、つまり皇魂社における信仰の深化はもとより、こうした理論を改めて公にしたことは、国家改造運動に思わぬ影響を与えていった。これについて、直心道場幹部の大森一声が戦後になって興味深い回想（一九七一年七月二八日）をしている。

それは二月事件と相沢事件の間ごろだと思いますが、秋ごろでした。一〇年の秋でしょうか、そのころに私の道場に集まったのです。皇魂派は、菅波もたしか満州から来たと思います。菅波、大岸、中村こちら側は大蔵栄一、村中、磯部、末松太平、渋川、西田、私のほうから西郷と私、あるいは加藤春海、福井幸もいたかも知れませんが。それらが談合したのです。談合した結果は、これは面白い議論になったのですが、改造法案というものは、一字一句訂正を許さないものかという議論がでたのです。……

大分激しい議論になりましたけれども、結局こういうことになったのです。改造法案はどうあるべきか。ここで抽象的な議論をしてもしょうがない。具体的に政治はこう、経済はこう、教育はこうというふうに、両方で具体的に案をだそうではないか。それから外地の軍人たちに分裂しているという印象を与えないためには、「皇魂」という雑誌と「核心」

という雑誌を、おのおのその責任分野を決めようじゃないか。「皇魂」は大衆啓蒙に、「核心」は理論誌にするということにそのとき申し合わせたのです。そういうふうな編集方針で両方併行していく。できるならば「皇魂」は新聞紙にして、うんとだして配布するということにしてもらいたいということに話合いがなつたのです。そして何ヶ月か後に、改造法案の草稿をもちよつて、これを検討しようということになつたのです。ところが大岸頼好が協定違反をしたのです。大岸頼好がやつたか、中村義明がやつたかわかりませんが、皇国維新法案^マというものをつくつて、われわれに相談なしに突如発表しちゃつたのです。そこで西田閔係の青年将校は憤慨したわけです。これは約束違反じゃないか。せつかく決めたものを何故ぬきうちにするか。それならおれのほうもということになつたのです。それが「大眼目」という新聞がでた原因なのです。「大眼目」を西田が出すとあたりさわりがありますので、福井幸という、これを編集署名人にして、「大眼目」をだしたのです。これに相沢事件の公判記録をどんどん載せて、ばらまいたのです。完全にそこで皇魂派と西田派、いわゆる皇道派の青年将校とは分裂しちゃつたのです。」

右記に「皇国維新法案」が登場しているが、その発行は一九三四年四月頃、しかも、『皇魂』創刊（同年八月）の前なので、大森の記憶違いであろう。『大眼目』創刊は一九三五年一月だからなおさらである。

したがつて、彼が指したものが「皇政原理の一考察」（同年一〇月一日発行）だと定期的に合致する。これの発表が西田派の青年将校に物議を醸したことは、中村義明が憲兵調書で「皇政原理の一考察について、そう勝手にこんな重大な意見を発表されては困ると云ふ話が出ました」と述べていることが裏付けている。

その後、渋川善助らによつて『核心』と『皇魂』『皇民新聞』合同の編集委員の設置と会合の開催が呼びかけられたが、中村義明はかたくなに参加を拒み、『皇民新聞』も一月二五日号をもつて廃刊したという。こうして、二つの皇道派は思想の溝が埋まらぬまま、二・二六事件へと至ることになった。

おわりに

本稿は、二・二六事件に至る国家改造運動においてこれまであまり注目されてこなかった大岸頼好の思想と国家改造案に着目し、その変遷を追った。

改めて行論をまとめれば、まず戦後の研究史における「皇政維新法案大綱」「昭和皇政維新国家総動員法案大綱」「皇国維新法案」の扱われ方を代表的な文献に基づきながら整理した。それにより、「皇国維新法案」がその実在を明らかにする契機がありながらも、戦後の研究史から消失していく過程を跡づけた。

「一」「皇政維新法案大綱」の行方」では、「皇政維新法案大綱」がどのような背景のもとで作成され、「昭和皇政維新国家総動員法案大綱」へ衣替えし、頒布されたのかを明らかにした。

もともとは大岸頼好が私的に作成した「皇政維新法案大綱」が、鳴海才八という実業家・社会運動家の手を伝うことで、「昭和皇政維新国家総動員法案大綱」として装いを新たにした。これは鳴海の手によって、東京の軍人や社会運動家に送られたばかりか、のちには満洲まで飛び火して、「在満決行計画大綱」という新たな指針を背負うなど独自の変容を遂げていく。

「二」大岸頼好と「皇国維新法案」では、「皇政維新法案大綱」から思想的な変化を遂げた大岸が、遠藤友四郎や日本主義に傾斜するなかで、北一輝の「日本改造法案大綱」とは異なるもうひとつの指針を日本の国家改造運動に産み落としていく過程を追った。

「皇国維新法案」が「皇政維新法案大綱」「昭和皇政維新国家総動員法案大綱」と異なる点はその名のとおり、国家総動員への志向が退いたことである。制度改造論が薄められ、思想性・抽象性がより濃くなった。かわりに、対内的には天皇主義による「世界革命」の強調や個人主義、民主主義、資本主義の超克が、対外的には対ソ英強硬論と「亜細亜連盟」結成の主張などが組み込まれた。

しかし、大岸の存在感はともかく、「皇国維新法案」が当時の青年将校や国家改造運動にどこまで影響を与えたかは未知数であった。その後、大岸はこの改造案とは別に、元共産党員の中村義明とともに、『皇魂』や『皇民新聞』という新たな媒体を通して、自説の普及をはかろうとした。

「三」「皇魂」と『皇民新聞』では、大岸と中村との出会い、『皇魂』発刊の背景、中村と皇魂社の東京進出と青年将校の支援、東京における『皇民新聞』の創刊とこれら媒体で展開された大岸、中村らの思想を追いかけた。

かつて大岸は、国家改造運動の横の提携（それこそが「皇政維新法案大綱」作成の原動力だった）を目指したが、この時期になると思想上の純化をこえて、他の改造運動の批判にまで進む。すなわち、制度改造論からさらに遠ざかり、大衆化や「統制」による資本主義批判にこだわる他の国家改造運動を「偽装」として批判した。

こうした主張は、必然的に他の国家改造運動との摩擦を生んでいった。当時の青年将校内では、大きく見れば、大岸を中心とする和歌山グループと西田税を中心とする東京グループがあったとされる。もともと思想や機関誌の性格も異なる両派だったが、相沢事件を機にかつてなく接近した様を追いかけたのが「四 二つの皇道派」になる。

たしかに、大岸らの機関紙を見れば、提携の断片を拾い出すことは可能である。しかし、その一方で、大岸らは新たな改造案「皇政原理の一考察」をまとめあげていた。ここでは「皇国維新法案」よりも制度改造論と対外関係論が退き、天皇信仰がさらに前に出ている。そして、国家改造は天皇によるものとして、テロやクーデターはもちろん国家改造案も否定される。天皇信仰のもとに各自が己の生を全うすることこそ「維新」となる。こうした昇華とでもいうべき彼らの態度は軋轢を大きくした。そして、この思想上の溝は埋まらないまま、二・二六事件へ至ることになる。

最後に、研究史における本稿の意義と特徴をまとめると次の四点になる。

一つ目は、これまで未引用だった「皇国維新法案」を本稿ではじめて紹介し、その前身である「皇政維新法案大綱」「昭和皇政維新国家総動員法案大綱」との錯綜していた関係を整理し直し、先行研究を抜本的に塗り替えたことである。

二つ目は、これまで後衛に置かれていた「転向」の影響が二・二六事件に至る国家改造運動と国家改造案にも少なから

ぬ影響を与えていたことを指摘し、同時期の思想史研究の再検証を提起したことである。

三つ目は、二・二六事件の研究で強調されてきた北一輝の改造法案の存在とその青年将校への影響という通説を、これまでほとんど取り上げられてこなかった大岸頼好と「皇国維新法案」への着目から相対化し、二・二六事件に至る皇道派青年将校の思想と国家改造運動を、西田グループと大岸グループの相剋と提携、そして分裂という視座から動態的にとらえなおしたことである。

四つ目は、三つ目とも関連するが、同時期陸軍における皇道派（日本主義）対統制派（国家社会主義・国家統制主義）という既存の対立軸を、皇道派内における日本主義対国家社会主義（国家統制主義）という思想上の対立を浮かびあがらせることで問題提起を行ったことである。

この皇道派対統制派という対立図式は、今後別の資料、角度からも再検証される必要があると考えているが、それについては稿を改めることにしたい。

『極秘 皇国維新法案 前編』

前編 目次

第一編 維新皇国ノ原理

第二編 皇国ノ世界の使命

第三編 皇国維新鑠仰ノ急

第四編 皇国維新ノ眼目

目次終

第一編 維新皇國ノ原理

第一章 大和民族ノ生成發展

祖神ヲ胤原トシテ發祥シ規範の生成發展ヲ遂ゲ来レル一大渾一家族体民族ナリ。

第二章 大和民族ノ信仰並ニ意識

イ 我等各個ノ現身ハ祖神ノ顯現延長タリ、其ノ生命ハ優秀尊嚴ニシテ祖孫一貫傳統シテ 天皇總攬ノ許、世界修理（創造の世界革命）ノ神聖ナル使命ヲ有ス。

ロ 天皇ハ我等ガ胤原祖神ノ直系顯現延長者即チ現神ニ存シマス。

天皇ハ下万民ノ大君（至尊）ニシテ大父（至親）ニ存シマシ、我等ハ即チ万民ニシテ赤子ナリ。至尊ニシテ至親、絶對奉戴、絶對協翼、是レ万民赤子ノ本分大義ナリ。

ハ 我等ハ一大家族体民族ニシテ渾然トシテ世界修理ノ使命ヲ負フ。

第三章 皇國日本ノ生成發展

此ノ大和民族ヲ核心トシテ生成シ、其ノ固有セル民族信仰並ニ意識ヲ以テ護持シ經營シ發展シ拡充シ来レル独特ノ一大家族体国家ナリ。

註 信仰並ニ意識ノ拡張ハ其ノ裡ニ血胤ノ拡張ヲ伴ヒ、皇国日本ノ屋蓋下ニ四海同胞ノ一大家族体ヲ顕現シツゝ来レリ。将来モ亦然リ。

第四章 皇国日本ノ国家哲理

天皇ノ御主観ニ於ケル民本国
臣子ノ主観ニ於ケル君主国

即チ上ハ下ヲ、下ハ上ニ相互信倚、相互求引シテ万代不易ノ皇国日本ヲ構成護持ス。
外来ノ所謂民主国ニアラズ、所謂君主国ニアラズ、実ニ君民即親子ノ世界無比ナル哲理国家、家族体皇国日本ナリ。

第五章 皇国史観ノ眼目

イ 皇祖皇宗

国ヲ建テ民ニ臨マセラル、ヤ国ヲ以テ家トナシ民ヲ嚮シ給フコト赤子ノ如ク、列聖相承ケサセ御仁恕ノ化下ニ洽クアラセ給フ。

ロ 皇民赤子

敬忠ノ俗上ニ奉ジ、絶対奉戴、絶対協翼ヲ以テ臣子ノ大義トシテ三千年ヲ伝統ス。

斯クシテ上下感孚シ、君民体ヲ一ニス。是レ我が国体ノ精華ニシテ皇国史觀ノ眼目ナリ。

第六章 皇国生命Ⅱ国魂

義侠ト犠牲トノ一ツナル『まつろひ』精神、是レ我が民族精神ニシテ皇国生命即チ国魂ナリ。宛モ一家親子間ニ於テ視ルガ如キ義侠ト犠牲トノ一ツナル精神、是レ皇国ノ生命ナリ。

註一 天皇ハ神ニ対スル御『まつろひ』ノ大御心ヲソノマ、民ヲ嚮シ給フ。

註二 伏敵門頭 龜山天皇ノ御勅願。
註三 楠公・菊池氏等ノ純忠至誠。

第七章 国体原理

上 天皇ノ絶対ト下万民ノ平等トヲ根本義トスル不磨ノ原理、是レ我が国体原理ナリ。

註一 上絶対ナルガ故ニ不平等ナリ。

註二 史上並ニ現前最大ノ兇逆ハ 上ノ絶対ヲ冒瀆シ奉ル（即チ下万民ノ平等ヲ攪乱シ以テ君民一体ノ大義ヲ蔑ニスル）思想制度及閥族ノ蟠居存在タリ。

第八章 御親裁原義

天皇ノ御親裁ハ世上所謂大権ノ専制ニアラズ。一元ノ位徳ニ基ク御統治ニシテ、祭即政、政即祭、祭政一如ノ御親裁ナリ。

註一 天皇ハ畏クモ神ニ対スル御『まつろひ』ノ 大御心ヲソノマ、民ヲ嚮シ給フ。

註二 臣子ハ其ノ絶対奉戴心ニ基ク御親裁協翼、御親政輔弼。

第九章 皇国日本ノ国是

『漂ヘル世界ノ修理固成』是レ祖神以来一貫不動ノ国是ナリ。

註一 東洋平和、世界福祉ノ大聖願。

註二 皇国ヲ發祥地トシテ全世界ニ光宅シ行ク創造の世界革命ノ聖戰鴻業。

第十章 皇道振起

国体原理ニ基キテ弥々国体ヲ明徴充実シ、益々国魂ヲ發揮シ、以テ国是遂行ニ邁進スル、是レ皇道ナリ。

謹誦一 神武征東ノ大詔

『天業ヲ恢弘シ天下ニ光宅セン』

建国ノ大詔

『六合ヲ兼ネテ都ヲ開キ八紘ヲ掩ヒテ宇ト為サン』

謹誦二 明治維新ノ詔翰

『親ら四方を経営し汝億兆を安撫し遂には万里の波濤を拓開し国威を四方に宣布し天下を富岳の安きに置かむ』

謹誦三 戊申詔書

『我力忠良ナル臣民ノ協翼ニ倚藉シテ』

謹誦四 今上朝見ノ勅語

『宜ク眼ヲ国家ノ大局ニ著ケ挙国一体共存共榮ヲ之レ図リ国本ヲ不拔ニ培ヒ民族ヲ無疆ニ蕃クシ以テ維新ノ宏謨ヲ顕揚センコトヲ懋ムベシ』

謹誦五 今上即位式ノ勅語

『朕惟フニ我力皇祖皇宗惟神ノ大道ニ遵ヒ天業ヲ經綸シ万世不易ノ丕基ヲ肇メ一系無窮ノ水祚ヲ伝ヘ以テ朕力躬ニ逮ヘリ』

『皇祖皇宗国ヲ建テ民ニ臨ムヤ国ヲ以テ家ト為シ民ヲ視ルコト子ノ如シ列聖相承ケテ仁恕ノ化下ニ洽ク兆民相率キテ敬忠ノ俗上ニ奉シ上下感孚シ君民体ヲ一ニス是レ我力国体ノ精華ニシテ当ニ天地ト並ヒ存スヘキ所ナリ』

第二編 皇国ノ世界的使命

第一章 通 則

一、『漂ヘル世界ノ修理固成』ハ我が皇国開闢以來不動不退転ノ国是ニシテ、又実二三千年史ノ全眺望ヲ填ムル一大事実タリ。

註 神典古事記ノ表白

『このたゞよへる国を修理固成せ』
つくりかためな

謹誦一 神武建国ノ大詔

『六合ヲ兼ネテ都ヲ開キ八紘ヲ掩ヒテ字ト為サン』

謹誦二 今上即位式ノ勅語

『永ク世界ノ平和ヲ保チ普ク人類ノ福祉ヲ益サムコトヲ冀フ』

一、現時迄ノ國際的無明無慚ノ文化時代二次ギテ世界ニ光明ヲ導引シ得ベキ文明ハ実ニ我が皇道ノ福音タリ。

現前脚下ノ國際的戰國時代ニ垂ギテ来ルベキ可能ナル平和ハ、必ズ世界ノ大小国家ヲ首導スル最高道義国家ノ出現ニヨリ維持サル、神聖威武下ノ平和ナリ。

一、皇国ハ全世界ニ与ヘラレタル現実ノ理想――各国ヲ首導スル最高道義国家ノ出現――ヲ覺悟シ、先ヅ内ニ皇道ノ真面目ヲ振起スルト俱ニ進ンデ垂細垂連盟ノ義旗ヲ翻シ、真乎到来スベキ世界首導ノ使命遂行ヲ完フセザルベカラズ。

謹誦一 國際連盟脱退ノ詔書

『愈々信ヲ國際ニ篤クシ大義ヲ宇内ニ顯揚スルハ夙夜朕力念トスル所ナリ』

謹誦二 日清平和克復ノ詔勅

『祖宗大業ノ恢弘今ヤ方ニ其ノ基ヲ鞏メ朕力祖宗ニ対スルノ天職ハ斯ニ其ノ重ヲ加フ朕ハ更ニ朕ノ志ヲ汝有衆ニ告ケ以テ将来ノ嚮フ所ヲ明ニセサルヘカラス』

一、世界首導ノ道義的使命ハ必然ニ世上霸道国家ヲ創造的ニ革命スベキコトヲ要求ス。即チ不義ノ文化強力ニ妖蕩呻吟スル人類ヲ普ク光明平安ニ解放シ、以テ一天四海同胞協和ノ招来、是レ創造的世界革命ノ聖戰使命ナリ。

謹誦一 露国ニ対スル宣戰ノ詔勅

『滿洲ニシテ露国ノ領有ニ帰セン乎韓國ノ保全ハ支持スルニ由ナク極東ノ平和亦素ヨリ望ムヘ

カラス』

謹誦二 國際連盟脱退ノ詔書

『今次滿洲国ノ新興ニ当リ帝國ハ其ノ独立ヲ尊重シ健全ナル發達ヲ促スヲ以テ東亞ノ禍根ヲ除キ世界ノ平和ヲ保ツノ基ナリト為ス』

第二章 当面ノ方針

判 決

創造の世界革命ノ規模推進ニ於テ東洋ノ平和ヲ保全シ、皇国ノ安泰ト皇道ニヨル亞細亞開闢トヲ完成ス。

一、滿洲国ノ独立保全

今日ニ於ケル東亞全局ノ転動ハ、当面滿洲国独立問題ニ開端シ之ヲ繞リテ全世界的旋轉ヲ為スモノト知レ。

皇国ハ皇道宣布當為ノ段階トシテ本問題ヲ天恵ノ試練ト覺悟セザルベカラズ。今ヤ風雲、鉄火ノ閃光ト俱ニ東亜ノ天地ヲ掩フ。

二、露国ニ対スル処理

1 滿洲国ヲ不断ニ脅掠シ、支那ヲ攪乱シテ日支ヲ怨恨ニ対峙セシメツ、侵略ノ歩武ヲ東亜ニ進ムル赤露ノ処分ハ、日滿支而シテ亜細亞復興、東亜保全ノ為メ絶対的必要条件ナリ。

2 皇国ノ存立ヲ根底ヨリ覆没セントスル逆謀ノ本拠タリ指揮核枢タル赤露ノ処分ハ喫緊ノ急務ナリ。

3 人類破滅ヲ強制スル偽思想大逆制度ヲ地上ヨリ掃蕩シ、小ニシテハ露西亜民ヲ、大ニシテハ人類ノ将来ヲ其ノ毒牙ヨリ解放スルハ皇道当然ノ要求ナリ。

ユダノ同類ニユダヲ裁クノ資格ナキハ勿論ナリ。

4 印度及西南亜細亞ガ老狡英国ノ鉄鎖ニ繋ガル、事ガ何等ノ光榮ニ値セザル如ク、ウラル以東ノ西比利亞大陸ガユダノ魔手ヲ脱シテ神聖亜細亞ニ復帰スベキハ当然ノ歸結ナリ。

5 亜細亞連盟ハ我ガ皇道宣布ノ第一段階第一踏歩ナリ。此ノ一部先行タル滿洲ノ保全發達ト赤露ノ破砕、西比利亞ノ復帰トハ一個不可分ノ問題ナリ。

三、英国ニ対スル処理

1

露国ガ赤色ノ亜細亜侵略者ナレバ、英国ハ之ニ百千倍スル辣腕ノ幾世紀ノ罪惡ヲ経累セル白色ノ亜細亜僭奪者ナリ。印度・西南亜細亜ハ其ノ桎梏ニ呻吟シ、支那亦已ニ保護国ノ如クニ翻弄サル、ノミナラズ、常ニ陰險ナル策謀ヲ以テ日支相食マシメ、日米相争ハシメ、日本ノ飛躍ヲ事毎ニ抑圧シツ、アリ。単ニ東亜ニ限ラズ、全世界ハ赤露ト俱ニ此ノ白狼ヲ仆スニアラズンバ遂ニ天日ヲ仰グノ日ナシ。

2

赤色搾取ノ畜生道ガ許サレザル如ク、白色搾取ノ巢窟の大本山白色餓鬼道ハ人天俱ニ之ヲ惡ム。

此ノ二大餓畜ヲ仆スニアラズンバ無辜ノ英露両大衆ハ固ヨリ全地ノ桎梏民族ハ遂ニ浮ブコトナシ。

3

皇道自展世界修理ノ段階ハ其ノ第一ニ於テウラル以東ノ開闢ニアリ。其ノ第二ニ於テ実ニ印度（随テ支那）ノ解放ト、同時ニ南西太平洋ノ開拓ニアリ。

北露南濠ノ解決ヲ覺悟セズシテ、皇道ノ宣布ヲ自任シ東亜ノ平和ヲ云為スルハ憐ムベキ自偽ニ類ス。

4

赤魔ノ手ヲウラルニ、ジャツクノ足ヲ南西太平洋ニ截断セバ、神聖亜細亜ノ復興ハ刀ヲ須ヒズシテ解決セン。

5

冷静ニ見ヨ。亜細亜ヲ僭奪シテ皇道宣布ノ聖道ヲ前程ニ阻ムモノハ実ニ叙上赤白両賊ノ貪欲飽クナキ無道ノ魔手ナリ。余ノ米仏等ニ至ツテハ寧口正直ナル從属的混入者ニ過ギズ。

四、支那ニ対スル処理

- 1 支那ハ皇国ノ実力的扶導ノ下ニ同盟協力シテ連盟亜細亜ヲ結成スベキ一大要素ナリ。現状全ク亜細亜ノ禁治産者タルハ悲憤極リナシ。斯クシテ東洋乃至国際全局禍機ノ淵叢タラントス。
- 2 皇国ハ其ノ文明実力ヲ以テ支那ヲ覚醒セシメ、其ノ保全扶導ヲ完フスルノ用意ナカルベカラズ。盟主日本ハ支那ヲ其ノ背後ニ於テ誘惑攪乱スル三韓ノ魔手ヲ寸断シテ支那ノ自立ヲ扶導シ、以テ忠実ナル連盟亜細亜ノ要員タラシムベシ。

五、米國ニ対スル処理

- 1 北露南濠ニ皇化ヲ徹底シ連盟亜細亜ノ義拳未ダ成ラザルニ、対米決戦ニ突入スルハ近眼迷妄ノ愚挙、是レ好ンデ英露ノ術中ニ陥ルモノニシテ真乎透徹セル両国識者ノ採ラサル所ナリ。
 - 2 皇国ノ當為ハ連盟亜細亜ノ結成ニアリ。列強操縦ノ綱ハ日本ノ把ルベキモノ、蓋シ禁治産者ノ取巻連ヲ操縦首導スルハ其ノ後見人タル日本ノ責任ナリ。
 - 3 移民問題、比律賓問題、海軍兵力量問題、対支關係ノ紛争等一見両立スベカラザル如キ之等ガ、洞觀スル時如何ニ兩者共ニ寸益ナキ開戦ノ理由ニ不足セルカ。
- 皇国ヨリ云ハバ、日米ノ開戦ハ当然直ニ英露ノ対日参戦ヲ誘起スベク、(支那亦此ノ俟ニ推移セバ恐ラク参戦スベシ)大陸ニ確固タル地歩ヲ占メ且ツ世界のニ此等数國ニ対スル背後ノ

牽制力ヲ有スルニアラズンバ、皇國ハ遂ニ列強鉄火ノ包围裏ニ未會有ノ危轍ヲ履マン。

4 皇國ノ當為ハ英米二國ノ分裂ヲ策シツ、來ルベキ對英策戰ト最悪ナル場合ニ於ケル對米衝突トノ為メニ神威大海軍ヲ建設完備シ、對露大陸軍ノ整備ト俱ニ實力保障ヲ以テ、米國ヲ中樞敵國トスル決戰ヲ避ケテ不戰平和ノ提契ニ進ミ、少クトモ英露討伐ニ際シテ之ヲ敵國側ニ参加セシメザルヲ緊要トス。

5 皇國ガ英露ノ魔手ヲ亜細亞ニ断除シテ支那ノ覺醒保全ニ進入スル時、米國ハ安全ヲ保証サル、投資ト友好關係招來ノ確信ニ於テ安ンズンベク、皇國ガ印度濠州ニ聖戰ノ歩武ヲ進ムル時、加奈陀——南米ヲ一連スル西半球大陸ニ「モンロー」主義ノ完成ヲ期シ得ル米國ハ、皇國以上ノ不利ヲ忍ンデ對日開戰ノ舉ニ出ヅルコトナシ。

六、仏國ニ對スル處理

1 英國ノ世界的陰謀ハ、欧州ニ於テ仏國ト爭覇シツ、仏伊・仏獨ヲ相爭ハシメテ漁夫ノ私利ヲ計リ、極東ニ於テハ印度教ト回教ノ兩徒ヲ闘ガシメテ印度ノ永久搾取ニ没頭シ、日支・日露而シテ日米相爭ハシメテ太平洋ノ制覇ヲ完成セントスルニ在リ。是レ史實ノ立証スル所タリ。

2 米國（而シテ支那）ヲ對日強硬ニ策動セシメツ、アル背後ノ傀儡師英國ヲ更ニ背後ヨリ牽制セシムルト共ニ、對露ノ怨恨憤激ニ於テ我皇國ニ劣ラズ且ツ欧州ニ孤立セル仏國ハ、皇國ト契盟スベキ相互ノ事情ト、利益トヲ確信シ得ル狀態ニアリ。

亜細亞開闢、世界修理第一踏歩ノ現代日本!!

第三編 皇国維新鏖仰ノ急

一、國際連盟脱退ハ（通告後滿二年）昭和十年三月ヲ機トス。半世紀ノ拜外自卑叩頭衰亡外交ヨリ一転シテ孤立外交へ、而シテ再転スレバ何ゾ、現状ノ促ヲ以テ推移セバ英米露支ノ連合ヲ敵トセザルベカラズ。是レ皇国自ラノ招ケル國際被包圍圈ノ重圧ナリ。今ニシテ断乎維新外交ヲ確立敢行スルニアラズンバ、待テル運命ハ滅亡力再降伏力ノ一途ノミ。

一、連盟脱退ニ伴ヒ契起スベキ重大ナル一件ハ『南洋委任統治領処分問題』ナリ。太平洋ヲ罩メツ、アル戦雲ハ孤立日東国ノ海防ヲシテ南洋諸島ノ必須性ヲ倍加セシムルト共ニ、連盟ハ之ヲ還付ヲ強要スベク、『実力ヲ以テ確保死守セン。』ト声明セル海軍ノ決意ハ二年後ニ迫レル非常重大ノ事態ヲ予想セシム。連盟及米國トノ衝突ハ必至ナリト見ルベシ。

一、屈辱の諸条約特ニ倫敦条約（全日本ノ神々ノ意ヲ蔑ニシテ結バレタル敗亡無慚ノ汚辱）ハ昭和十一年ヲ期限トシテ十年末更ニ之ヲ繼續的会商ヲ協定セラレアリ。当時ニ於テ已ニ然リ。國際包圍圈結成ノ危局今日ノ如ク、又予想ノ明日ノ如ク、英米等ハ當時以上ノ迫力ヲ以テ更ニ圧迫強制

ヲ加へ来ルベキコト明白ニシテ、皇國ハ当然對英米七割弱ノ必敗兵力ノ強制ニ叩頭シ能ハズシテ、
(神々ノ照鑑ニ於テ)、斷乎之ヲ破却ノ一途ニ出デザルベカラズ。衝突ノ外ナシ矣。

一、英國始メ列國ハ大半ヲ挙ゲテ所謂「ブロック」經濟ノ確立ヲ以テ漸次皇國ニ對スル經濟壓迫――封鎖ノ舉ニ出デ来レリ。兩三年ノ後各國經濟保安ノ理由ヲ以テ對日反感ノ倍加サルベキ日ニ想到セヨ。

一、支那ハ迷蒙未ダ醒メズシテ、近時愈々抗日ノ妄動勢ヒ熾烈ニシテ泥波怒濤ノ如ク、赤露ハ譎詐陰謀日滿ヲ翻弄シツ、兩國內深クモ叛逆爆破ノ魔手ヲ動カシ、極東ニ大兵ヲ集結シテ國境ヲ侵スノ暴舉日ニ激烈ヲ加ヘツ、アリ。

一、滿洲ハ建國草創方針ナク、資本ナク、各種工作未ダ殆ンド初期ノ混沌ニ彷徨シツ、寧口第二第三ノ風雲ヲ孕ミ、時今一挙手一投足ヲ誤ラバ皇國日本ハ終ニ滿洲ト相抱イテ仆ル、ノ外ナキ危態ニアリ。

一、翻ツテ皇國自身ヲ省ミレバ、拜歐自卑半世紀ノ妖濤ハ神州ノ全山河ニ浸蕩シ、皇祖皇宗惟神ノ大道雲霧ニ閉サル。

私信ノ大逆ハ一世ヲ風靡シ、

私議潛斷ノ大逆ハ國鄉閭里ニ紛更ス。

私營壟斷ノ大逆ハ家國ヲ窮乏破綻セシメ、

洋魂自卑ノ大逆ハ君側ニ暗翳ス。

国体爆破ノ大逆ハ遂ニ拘結潜行シテ司法ヲ冒シ、学府ヲ侵蝕シテ学童ノ純真ヲ犯ス。

仰ゲバ 皇室ノ見エザル御式微今日ヨリ甚シキハ無ク、俯スレバ皇道ノ頽衰冷汗ヲ催ス。赤子生色ヲ失ヒ怨声都鄙ニ盈ツ。

感ズレバ即チ国体ノ情理ニ眼ヲ蔽ヒテ徒ニ西欧強權牙保ノ轍ヲ企ミ、或ハ蟠屈反動シテ皇道ノ前程ニ阻立ス。

君民一体、万民協翼ノ大綱緩退シテ一朝ノ外撃能ク挙国七花八裂ノ危殆ヲ生ゼン。

第二大戦ノ暗雲電光ヲ直前ニシテ、騒然タリ亡国巖頭ノ乱舞!!

一、皇国存亡ノ一決スベキ大機正ニ両三年ヲ出デズ、而モ神州ノ悪化内憂外患挙ゲテ斯クノ如シ。

思ヘバ一ツトシテ御式微ノ凶兆ニアラザルハナシ。第一維新(明治)以降早クモ滔々トシテ遷シ参ラセシ御痛マシクモ畏多キ現前ノ見エザル 御姿(肉眼ニハ御盛儀三千トシテ!!)。

顧ミルニ皇国ノ大難ハ常ニ 至尊ノ絶対ヲ冒シ遷シ参ラセシ時ニ到来ス。是レ皇国独特ノ国難ノ根因ナリ。

明治以降所謂政治ニ於テ、経済ニ於テ、思想ニ於テ、教育ニ於テ、外交ニ於テ、一ツトシテ 至尊ノ絶対ヲ弥ガ上ニモ固メ推シ進メ参ラスル方向ニ幕進セシモノアリヤ。

至尊絶対神性ノ冒瀆!! 万惡茲ニ源発ス。

盲ヒタル哉 此ノ内憂、此ノ外患、而シテ斯ノ国難ヲ以テ、 至尊御式微ノ御痛マシクモ畏多キ御姿!! ナリトスラ觀ジ得ザル我等、拜外非皇魂ノ現指導者達。

第四編 皇國維新ノ眼目

第一章 通 則

至尊絶対神性ノ徹底復固!!

至尊絶対神性ノ徹底復固ニノミ含蓄セラル、下万民平等本義ノ徹底確立。

至尊絶対神性ノ徹底復固ニノミ結果スル所謂政治・經濟・法制・思想・教育・軍事・外交ノ國體原理ヘノ画期的確立復固、即チ神州独自優秀性ノ發揮、而シテ其ノ拡充推延——皇道ノ福音ノ世界宣布（創造の世界革命ノ鴻業遂行）、是レ皇國維新ノ眼目ナリ。

註一 「ナチス」ヨリモ「ファツシヨ」ヨリモ「コムミュニズム」ヨリモ其他ノ何レヨリモ、ヨリ

高クヨリ優レタル創造的建設ヲ含蓄スル國體原理。

註二 至尊ノ絶対神性徹底復固ニノミ閃爍開端スベキ國體原理ノ洋々タル自展。東洋平和——人類救済ノ大聖願。

第二章 祭祀・政治・法制

一、祭即政御親裁

天皇ハ神ニ対スル御『まつろひ』ノ大御心ヲソノマ、下万民ヲ嚮シ給フ。是レ祭即政御親裁ノ大本原理ニシテ不磨ノ大典ナリ。即チ一元ノ位徳ニ基ク御統治是ナリ。

蓋シ皇国日本ハ至上絶対下万民平等、

上即神・神即親 || 大君ニシテ大父、下即民・民即赤子ノ一大家族体国家ナレバナリ。

一、信教自由ノ廃棄

皇道祭祀ノ外ニ祭祀ナシ。外来個人化ノ無意義ナル信教自由ヲ廃棄セズンバ民族信仰ノ本来性ヲ奈何セン。

一、御親祭

至上ハ神ニ対シ御親祭アラセラルベク、有司ハ祭祀輔弼、現神奉仕ニ奉行スベシ。
全国ノ祭祀ハ惟神道ノ大本ニ照シ整理セラルベシ。

一、万民ノ協翼

下万民ハ 至上絶対奉戴心ニ基キ全的絶対協翼ヲ奉行スベシ。

一、天皇御親政

天皇ハ一元ノ位徳ニ基キ、下万民ノ絶対協翼ヲ御総攬アラセ給フ。

一、有司ノ輔弼

御統治ノ大綱ハ 天皇親ラ之ヲ攬リ給ヒ、其ノ司々ハ臣下ニ委ネ給フ。有司ハ即ち祭即政御親裁ノ大本ニ鑑ミ、上絶対下万民平等ノ哲理ニ体悟シ、御親政ノ全キヲ絶対輔弼ニ任ジ奉ルベシ。

一、統治大権

天皇ハ全統治大権ヲ親攬アラセ給フ。

一、外来憲章ノ御処分輔弼

全統治大権ヲ規定シ乍ラ別ニ統帥・條約・宣戰ノ大権ヲ表現シ以テ大権ヲ法理上曖昧ナルニ歸セシメ、特ニ祭祀大権ヲ無視シ、經濟大権ヲ否認スル所ノ〇〇〇〇ハ、明治以降日本ノ赤化大憲章ニシテ、權利思想ニ拠ル爾余一切ノ法律ハ之ガ敷衍タリ。須ラク有司ハ明治重臣輔弼ノ誤謬ヲ是正スル如ク輔弼ニ任ズベシ。

一、憲政理念ノ廃棄

外来憲章ノ不備ニ乗ジ、本来 天皇政治、国体即政体タルベキモノヲ故意ニ国体ト政体トヲ區別シ、立憲君主政体ナル皇国本来在ルベカラザル理念ヲ以テ立憲君主政治ナルモノヲ偽造シ来リ、是レ必然ニ立憲議會政治ヲ生ムニ到レリ。俱ニ廃棄斷除セザルベカラズ。

一、非国体原理制度ノ廢絶

イ 議會至上組織

ロ 政党組閣制度

ハ 個人搾取資本制經濟

此ノ三者ハ皇国大混亂ノ現象の大要因ナリ。之アルガ故ニ上剋下（圧迫）対下剋上（反抗）鬭争ヲ生ジ来レルコト現前眼下ノ事實ナリ。

皇国本来ノ議會ハ多数決ニアラズ全数決ナリ。又国体原理皇国日本ニハ下剋上ハ勿論上剋下モ有ルベキニアラズ。

第三章 思想・教育

一、民族信仰ノ振作

同胤一元ノ民族生成ハ各個ノ現身ヲ祖神ノ顯現延長者ト信悟シ、神聖ナル使命ヲ具有セル生命ノ更張ニ歸悅セシム。

即チ直系至尊者タル 天皇、下万民ノ大君ニシテ大父ニ存シマス 神（至尊）人（至親）ノ絶對奉戴、絶對協翼ノ裡ニノミ臣民赤子タル我等ノ生命使命ノ十全ナル達成喜悅ノ存スル信念ヲ更張振作スルヲ要ス。

一、皇道歸一

国体原理ニ基キテ国体ヲ充実シ、国魂ヲ發揮シ、世界修理ノ国是遂行ノ非宗教超宗教ノ主義ニ歸一スベシ。

カノ信教自由ヲ放擲シ、外来諸教ハ固ヨリ宗教神道ノ廃絶、神社神道ノ是正ヲ行ハルベシ。

一、国魂ノ振起

義侠ト犠牲トノ一ツナル『まつろひ』精神、即チ親子一家ニ於ケルガ如キ全キ精神ヲ三千年ノ史実ト俱ニ弥々振起セラルベシ。

一、国体教育ノ振作

洋学ノ浮薄ナル繁瑣ヲ廃絶シ、皇学規範ヲ確立シ以テ国体情理ノ体得ヲ画期的ニ振作セラルベシ。

カクテ皇道ノ無窮宣揚ニ拮据シ、延イテハ世界修理ノ学的協翼ヲ完遂スベシ。

第四章 經 濟

一、經濟大權ノ確立輔弼

天皇ノ統治大權ハ全的ナリ。国民民福ヲ左右スル重大要素タル經濟亦御親裁ノ大權ヲ攬ラセ給フベキコトハ一点議論ノ余地ナシ。

一、個人搾取資本制經濟ノ断除

上絶対下万民平等ノ家族体国家ノ国体原理ニ照ラシ、現前ノ個人搾取資本制經濟ノ断除セラルベキハ論ナシ。之アルガ故ニ上剋下ノ压迫ヲ生ジ、赤子ハ資本制度下ノ奴隸ト化シ、御仁慈ノ壟断下ニ哭ク繼児トナリ、自殺ノ可能性ノミ確実ナル浮浪者ニ零落ス。之ト共ニ下剋上ノ階級闘争ナルモノ妖生シ、勢ノ趨ク所実ニ測リ知ラレザルモノアリ。個人搾取資本制經濟ハ国体原理ニ照ラシ断ジテ許サルベキニアラズ、經濟大權ノ確立輔弼ニ依リ断乎処分セラルベシ。

一、万民ノ經濟協翼

皇民ノ全經濟活動ハ皇道確立宣布ノ為ノ緊要具象的協翼ニ外ナラザルノ大本ヲ明徴ニシ、以テ
万民挙リテ連帶協和勤勞ノ実ヲ發揮スル如ク之ガ画期的体系化ヲ図ルベシ。

一、經濟機構ノ核心

經濟大権ノ発動ニヨリ理財・産業・支給其他齊シク国体ヲ充実シ皇道ヲ宣布スルニ遺憾ナキ如
ク処理セラルベシ。

第五章 外交・軍事

一、外交・軍事齊シク統治大権ニ基キ御親裁アラセラルベシ。

一、外 交

外交ハ皇道宣布世界修理ノ鴻業遂行ノ樽俎ニ遺憾ナカルベシ。

一、軍 事

皇道宣布ノ実力本衛トシテ弥々皇道ノ規範ヲ充実シ、一朝有事ノ聖戰奉行ニ方リテハ些ノ遺憾ナク神武ヲ發揮スベシ。

一、外交ノ画期的維新ト国家總動員の国防ノ充実完備トハ当面至極ノ要事ニ属ス。

(前 編 終)

本研究は、科研費（若手研究B、24720035）の成果である。

註

- 1 『国家改造運動と其の具体案』四頁、一九三五年七月。以下引用に際して原文のルビ等は省略したほか、引用者による註、改行、省略は「」、「」で表記した。引用箇所及び付属資料は可能な限り旧字体を新字体に直し、歴史的仮名遣いはそのまま表記した。
- 2 引文中に今日から見れば一部差別的表現がある場合は歴史的文献であるのでそのまま表記した。
- 3 橋本徹馬『天皇と叛乱将校』一二六頁、一九五四年五月、日本週報社。
- 4 同前、一五頁。
- 5 竹山道雄『昭和の精神史 竹山道雄著作集一』六五頁、一九八三年三月、福武書店。原著は一九五六年五月、新潮社発行。
- 6 秦郁彦『軍ファシズム運動——三月事件から二・二六後まで』二二二頁、一九六二年、河出書房新社。
- 7 末松太『私の昭和史』九一、二頁、第五刷、一九七四年五月、みすず書房。
- 8 同前、三四二頁。
- 9 『資料解説』と、『現代史資料五 国家主義運動二』一九八九年八月、第九刷、みすず書房。
- 10 稻生典太郎『東アジアにおける不平等条約体制と近代日本』二二八頁、一九九五年一〇月、岩田書院。
- 11 既存の青年将校像に対する問題提起は、これまで筒井清忠「七〇年目を迎えてなお残る、単純な青年将校観 二・二六事件のイメージはなぜ歪み続けているのか」（『中央公論』二〇〇六年三月号）や須崎慎一「二・二六事件——青年将校の意識と心理」（二〇〇三年一〇月、吉川弘文館）などで行われており、本稿もこうした問題意識を共有している。
- 12 原秀男、澤地久枝、匂坂哲郎編『檢察秘録二・二六事件Ⅰ 匂坂資料五』四九〇頁、一九八九年二月、角川書店。
- 13 原秀男、澤地久枝、匂坂哲郎編『檢察秘録二・二六事件Ⅱ 匂坂資料六』三九八、九頁、一九八九年九月、角川書店。
- 14 その後大岸は一九三二年四月に和歌山歩兵第六十一連隊に補せられ、翌年大尉になる。二・二六事件後は予備役となり、一九三七年一月に林正義、中村義明と『あけぼの』創刊。一九三九年には昭和通商株式会社に参加。一九五二年一月逝去。大岸については須山幸雄「二・二六事件 青春群像」（一九八一年二月、芙蓉書房）の第三章「不運の大器大岸頼好」を参照。
- 15 内務省警保局編『社会運動の状況 四 昭和七年』九二七頁、復刻版、一九七一年二月、三一書房。
- 16 内務省警保局保安課『国家改造論策集』頁数無記載、一九三五年。

- 5 松本清張、藤井康榮編『二・二六事件Ⅱ研究資料』Ⅲ、三六三頁、一九九三年二月、文藝春秋。
- 6 伊藤隆、佐々木隆、季武嘉也、照沼康孝編『真崎甚三郎日記 昭和七・八・九年一月〜昭和十年二月』二八五頁、一九八一年一月、山川出版社。
- 7 秦郁彦編『日本近現代人物履歴事典』三八二頁、第二刷、二〇〇二年八月、東京大学出版会。
- 8 木戸幸一著、木戸日記研究会編『木戸幸一日記』上巻、一九三七年一月一日条、六〇一頁、一九六六年四月、東京大学出版会。
- 9 林茂編『二・二六事件秘録』三巻、三七七頁、一九七一年九月、小学館。
- 10 原秀男、澤地久枝、匂坂哲郎編『檢察秘録二・二六事件Ⅲ 匂坂資料七』四一二、三頁、一九九〇年六月、角川書店。「第 号」の証第 号」の空白箇所は原文ママである。
- 11 前掲『二・二六事件Ⅱ研究資料』Ⅲ、三一頁。
- 12 同前、一七七頁。
- 13 前掲『檢察秘録二・二六事件Ⅲ 匂坂資料七』四一七頁。
- 14 前掲『檢察秘録二・二六事件Ⅱ 匂坂資料六』三九五頁。
- 15 同前、三九六頁。
- 16 伊藤隆、佐々木隆、季武嘉也、照沼康孝編『真崎甚三郎日記 昭和十年三月〜昭和十一年三月』二〇一頁、一九八一年七月、山川出版社。
- 17 同前、一四五頁。
- 18 遠藤友四郎『皇国軍人に想ふ』四六頁、一九三二年二月、錦旗会本部。
- 19 同前、四四頁。
- 20 前掲『檢察秘録二・二六事件Ⅱ 匂坂資料六』三九八頁。
- 21 同前、三九九頁。
- 22 同前、四〇二頁。
- 23 前掲『私の昭和史』二二六頁。
- 24 末松太平『軍隊と戦後のなかで 「私の昭和史」拾遺』一二三頁、一九八〇年二月、大和書房。
- 25 前掲『二・二六事件秘録』三巻、二六五頁。
- 26 同前、二六五頁。
- 27 前掲『私の昭和史』九〇頁。
- 28 同前、二七〇頁。

- 40 同前、一〇三、四頁。
- 41 同前、一一〇頁。
- 42 末松太平「二・二六外伝 津軽海峡」一七三頁、田村重見編『大岸頼好 末松太平——交友と遺文』一九九三年一〇月。
- 43 佐藤正三「一期一会——大岸さんを偲んで」二七頁、前掲『大岸頼好 末松太平——交友と遺文』。
- 44 原秀男、澤地久枝、匂坂哲郎編『檢察秘録二・二六事件IV 匂坂資料八』二九一頁、一九九一年八月、角川書店。
- 45 前掲『私の昭和史』一一〇頁。
- 46 同前、二七八頁。
- 47 同前、二七六、七頁。
- 48 大蔵栄一『二・二六事件への挽歌 最後の青年将校』一〇八頁、一九七一年三月、読売新聞社。
- 49 前掲『二・二六事件II 研究資料』III、一〇九頁。
- 50 前掲『檢察秘録二・二六事件II 匂坂資料六』五一七頁。
- 51 大岸、中村らのキーワードである「まつろひの精神」については「神を祭り祖先を祀る時の心境であり、祖先をお祀り所の心境に私もなく、邪念もなく全て之れ無し」とまとめられた（「まつろひ」『皇魂』一卷一号）。
- 52 林正義「大岸頼好小冊子に化ける」七二頁、前掲『大岸頼好 末松太平——交友と遺文』。
- 53 前掲『二・二六事件への挽歌 最後の青年将校』一八五、六頁。
- 54 一〇三、五〇九、一四号は「長尾文庫」B二八二五〇二八三三、大阪府立大学学術情報センター図書館所蔵。一五号は「真崎甚三郎関係文書」（二二七五）。
- 55 前掲『檢察秘録二・二六事件II 匂坂資料六』五一七頁。
- 56 前掲『真崎甚三郎日記 昭和七・八・九年一月〜昭和十年二月』一四九頁。
- 57 前掲『真崎甚三郎日記 昭和十年三月〜昭和十一年三月』三一八頁。
- 58 井上卒麿「大岸君のこと」七六頁、前掲『大岸頼好 末松太平——交友と遺文』。
- 59 前掲『真崎甚三郎日記 昭和七・八・九年一月〜昭和十年二月』三九一頁。
- 60 『核心』については堀真清「西田税と日本ファシズム」（二〇〇七年八月、岩波書店）第六章第二節参照。
- 61 林茂編『二・二六事件秘録』二巻、二九頁、一九七一年五月、小学館。
- 62 前掲『二・二六事件への挽歌 最後の青年将校』二二五頁。
- 63 前掲『二・二六事件II 研究資料』III、一七六頁。
- 64 前掲『二・二六事件秘録』三巻、三七一頁。

- ※ 前掲『二・二六事件Ⅱ研究資料』Ⅲ、一八六頁。
- ※ 前掲『私の昭和史』二四七頁。
- ※ 前掲『檢察秘録二・二六事件Ⅳ 勾坂資料八』四四六、七頁。
- ※ 前掲『檢察秘録二・二六事件Ⅱ 勾坂資料六』三九九頁。ここで大岸が「皇政維新」と述べているのは「皇国維新法案」の記憶違いだろう。この文章の前に「昭和八、九年に皇政維新と云ふものを書いて東京に行き、渋川善助に見せると、是非印刷したいと云ふ訳で、小さな印刷物にしました」（同頁）と述べているからである。
- ※ 幡掛正浩「私の大岸頼好」四四頁、前掲『大岸頼好 末松太平——交友と遺文』。
- ※ 『大森曹玄（一声）氏談話速記録』四〇、一頁、一九七一年、内政史研究会。
- ※ 前掲『二・二六事件秘録』二巻、二九頁。